

高 知 県 宅地建物取引業免許申請の手引

令和5年6月

高知県土木部住宅課

宅地建物取引業免許の申請にあたっての留意点

- 免許申請書類の作成及び提出方法は、宅地建物取引業保証協会への入会を予定されている方は入会を希望する各協会窓口にご相談のうえ、この説明書（手引）をお読みのうえ行ってください。
- この宅地建物取引業免許申請書等を提出できる者は、個人申請の場合は申請者本人・従業者、法人申請の場合は代表者・役員・従業者等、または、申請者より委任を受けた行政書士（その補助者を含む）の方となります。
- 免許申請等の書類の提出は、申請内容等について確認することがありますので、内容を十分説明できる方が行ってください。
また、申請者を確認する場合がありますので、身分証や行政書士票等を持参ください。
- 免許申請書の副本（事業者控え）は、免許申請書に記載した事項に変更のあった場合の変更届や、次回更新の申請書を提出する際の参考となるため、免許を受けた後も大切に保存しておいてください。
副本がお手元がない場合は、高知県住宅課内にて閲覧いただけますが、個人情報削除された書類となります。
また、保管書類の内容に関する電話やメールでのお問い合わせには回答できません。
- 免許の有効期間は5年間です。免許更新の申請は、**免許の有効期間満了の日の90日前から30日前まで**の間に手続きをすることが必要です。
- 届出事項に変更がある場合は、変更が生じた日から30日以内に変更届を提出しなければなりません。
- この「申請の手引」の内容は、変更になる場合もありますので、随時、住宅課のホームページもご覧ください。

目 次

1	宅地建物取引業の概要	1
1	宅地建物取引業とは	1
2	免許の種類	2
3	免許の有効期間	2
4	免許を受けるための要件	3
	(1) 免許の基準（免許を受けられない者）	3
	(2) 免許の申請者	4
	(3) 事務所	4
	(4) 政令使用人	5
	(5) 専任の宅地建物取引士（専任宅建士）	6
2	免許の申請手続き	8
1	新規の免許申請	8
	(1) 新規免許申請のフローチャート	8
	(2) 免許通知が届いてから営業を開始するまでの手続き	9
	① 営業保証金を供託する場合	9
	② 宅地建物取引業保証協会の社員になる場合	10
	③ 免許通知が届いてから宅地建物取引士が行う手続き	10
2	免許の更新申請	11
	更新免許申請のフローチャート	11
3	免許申請書の作成	12
1	免許申請書作成にあたっての留意点	12
2	免許申請に必要な書類一覧（新規（免許換え含む）・更新）	13
3	免許申請書記載例	14
	免許申請書（第一面）	15
	〃 申請書（第二面）	17
	〃 申請書（第三面）	18
	〃 申請書（第五面）	20
	宅地建物取引業経歴書（添付書類(1)）	21
	誓約書（添付書類(2)）	25
	専任の宅地建物取引士設置証明書（添付書類(3)）	26
	相談役及び顧問（添付書類(4) 第一面）	27
	100分の5以上の株主又は出資者（添付書類(4) 第二面）	28
	事務所を使用する権限に関する書面（添付書類(5)）	29
	略歴書（添付書類(6)）	30
	資産に関する調書（添付書類(7)）	32
	宅地建物取引業に従事する者の名簿（添付書類(8)）	33
	事務所付近の地図	36

事務所の写真	37
貸借対照表及び損益計算書	39
法人税・所得税の納税証明書（国税その1）	40
法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	41
専任の宅地建物取引士（専任宅建士）の確認事項	42
4 宅地建物取引業者名簿登載事項の変更手続き	43
1 注意事項（参考：変更届出が不要な事例）	43
2 変更届出の提出書類	44
3 変更届（記載例）	46
4 従業者変更届（記載例）	57
5 免許証書換え交付申請書	58
6 免許証再交付申請書	59
7 廃業等届出書	60
廃業届（記載例）	62
8 営業保証金の取戻し	67
1 概要及び注意事項	67
2 営業保証金取戻し公告届（記載例）	69
3 債権の申し出がなかった旨の「証明願」（記載例）	71
9 大臣免許の申請	73
10 免許換えの手続き	74
11 宅建業法第50条第2項の届出書	78
1 「事務所以外の案内所」等の概要	78
2 届出の注意事項	79
3 届出書の記載例	80
12 参考	86
免許権者コード、高知県内の市町村コード	86
問い合わせ先	87

1 宅地建物取引業の概要

1 宅地建物取引業とは

(1) 宅地建物取引業の範囲

宅地建物取引業（以下「宅建業」という。）を営もうとする者は、宅地建物取引業法（以下「宅建業法」という。）の規定により、知事または国土交通大臣の免許を受けることが必要です。

宅建業とは、不特定多数の人を相手方として宅地又は建物（以下「宅地建物」という。）に関し、下表の○印の行為を反復または継続して行い、社会通念上、事業の遂行と見ることができる程度の業を行う行為をいいます。

宅建業を営むには、宅建業法に基づく免許が必要になります。

区 分	自 己 物 件	他人の物件の代理	他人の物件の媒介
売 買	○	○	○
交 換	○	○	○
貸 借	×	○	○

自己所有地を不特定多数の者に分譲することは、宅地建物取引業者（以下「宅建業者」という。）が仲介するしないにかかわらず、宅建業となります。

不動産業であっても、不動産賃貸・管理業（不動産賃貸業、貸家業、貸間業、不動産管理業など）は宅建業には該当しません。

(2) 宅地建物の範囲

宅地建物取引業の対象となる「宅地」とは、次のものです。

建物の敷地に供せられる土地	用途地域の内外、地目のいかんを問わず、建物の敷地に供せられる土地であれば全て該当します。現に宅地として利用されている土地だけでなく、宅地化される目的で取引されるものも、宅建業法上の「宅地」となります。
用途地域内の土地	道路、公園、河川、広場、水路の用に供せられる土地を除きます。

「建物」の範囲については、取引の対象となる建物全般で、マンションやアパートの一部も含まれます。

(3) 宅建業者または宅建業免許取得を予定している方へ

○宅地建物の取引は、一般消費者にとって、他の取引と比べ、生涯に一度程度しか行われたいものであり、その取引に関する知識と経験を十分に有していないまま取引に臨む場合もあります。

○そのため、宅地建物取引を業として行う者には、その資格として、申請者（代表者）、役員、政令使用人、専任の宅地建物取引士（専任宅建士）等が宅建業法に規定する欠格要件に該当しないこと、事業を行うにあたり営業保証金等を供託すること、宅建業法を遵守する義務が課されます

2 免許の種類

宅建業の免許は、個人又は法人でも免許申請することができます。

免許を受けた者を「宅地建物取引業者」（宅建業者）といいます。

次に示すとおり、事務所を設置する場所により、知事免許と大臣免許とに区分されますが、免許の効力に差異はなく、全国どの地域においても宅建業を営むことができます。

※事務所として営業する場合については、事務所を新設したことの変更手続きや、営業保証金の供託手続き等が必要になってきます。

【事務所の設置場所による免許権者の区分】

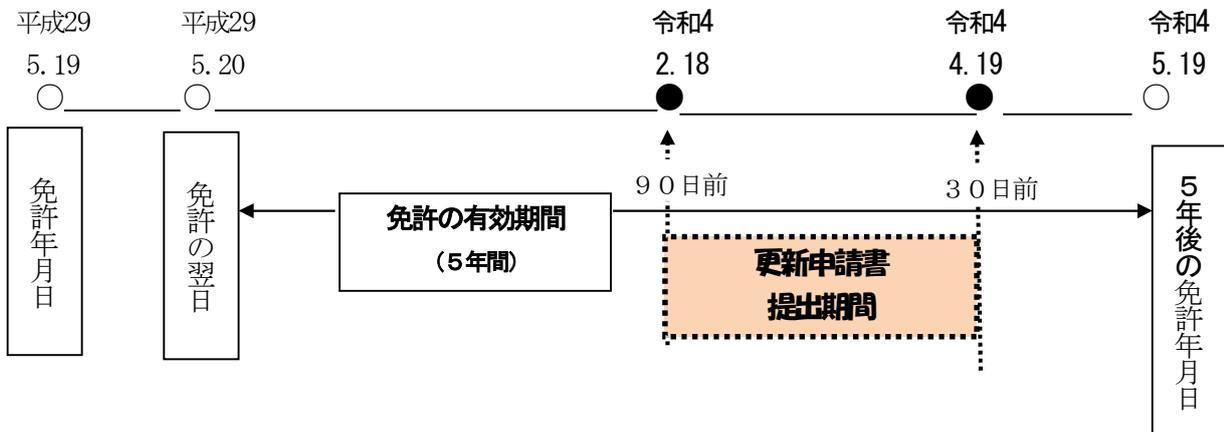
事務所の設置場所	免許権者	免許の区分 (申請窓口)
1の都道府県内にのみ事務所を設置する場合	本店（事務所）所在地を管轄する 都道府県知事	都道府県知事免許 (左記と同様)
2以上の都道府県に事務所を設置する場合	国土交通大臣	国土交通大臣免許 (本店所在地を管轄する都道府県)

3 免許の有効期間

宅建業の免許の有効期間は**5年間**です。

このとき、有効期間の最終日（免許満了日）が日曜・祝日などであるかどうかにかかわらず、満了日をもって免許は失効し、満了日の翌日からは宅建業を営むことができなくなります。

有効期間満了後も**引き続き宅建業を営む場合**には、**免許の有効期間満了日の90日前から30日前までに、免許の更新申請をする必要**があります。



4 免許を受けるための要件

免許を受けようとする者が、次の表の「欠格要件」のいずれかに該当するときは、免許されません。

(1) 免許の基準(免許を受けられない者)

欠 格 要 件 (宅地建物取引業法第5条第1項の概要)	
免許申請の手続関係	① 免許申請書やその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合
申 請 者	② 申請前5年以内に次のいずれかに該当した場合
	A 免許不正取得、情状が特に重い不正不当行為、又は業務停止処分違反をして免許を取り消された場合
	その者が法人である場合は、その法人の役員であった者(※1)を含む
	B 前記のいずれかの事由に該当するとして、免許取消処分の聴聞の公示をされた後、相当の理由なく廃業等の届出を行った場合
	C 禁錮以上の刑に処せられた場合
	D 宅建業法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法(傷害・現場助勢・暴行・凶器準備集合・脅迫・背任)の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられた場合
	E 暴力団員等(※2)
	F 免許申請前5年以内に宅地建物取引業に関して不正または著しく不当な行為をした場合
	③ 破産手続開始決定を受けて復権を得ない場合
	④ 心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない場合
	⑤ 宅建業に関し不正または不誠実な行為をするおそれが明らかな場合
申請者の法定代理人、役員、政令使用人	⑤ 申請者の法定代理人(※3)、役員(※4)または政令使用人(※5)が上記②、③、又は④に該当する場合
事務所の要件	⑥ 事務所に専任の宅地建物取引士(専任宅建士)を設置していない場合 又は、設置することが見込めない場合(新規免許の場合)

※1 役員であった者：免許取消処分の聴聞の公示の日前60日以内に役員であった者

※2 暴力団員等：暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。暴力団員等が事業活動を支配する者を含みます。

※3 法定代理人：営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者の親権者又は後見人をいいます。

※4 役員：業務を執行する社員、取締役またはこれに準ずる者(法人に対しこれらの者と同等以上の支配力を有する者を含みます。相談役も顧問、その他いかなる名称を有するかを問いません。)

※5 政令使用人：事務所の代表者で契約締結権限を有する者(支店長・営業所長など)

■ 刑の執行が猶予される場合の取扱い

禁錮以上の刑に処せられ執行猶予がついた場合には、その執行猶予期間中は欠格要件に該当しますが、執行猶予期間が満了して刑の効力が失われた時は、その翌日から欠格要件には該当しません。

(2) 免許の申請者

宅建業の免許の申請はだれでも自由にできますが、宅建業法に規定する要件に適合しなければ免許されません。そこで、ここでは免許申請者と免許の基準について説明します。

(1) 免許申請者

宅建業の免許申請は、個人又は法人のいずれでもできますが、特に、法人の場合は、商業登記簿に宅建業を営む旨の事項が定められていることが必要です。この事項の定めのない場合は、免許申請をする者にあたらなことになることとなります。

また、申請者の商号又は名称が法令によって使用を禁止されているものにあたる場合は、その商号等を用いて申請しても免許されないため、あらかじめ十分な調査が必要です。

商号として不適当なものは、

- ① 法令上、その名称の使用が禁止されているもの。
- ② 地方公共団体または公的機関の名称とまぎらわしいもの。
例「高知県住宅会社」「×××公社」「△△△不動産供給事業団」等
- ③ 指定流通機構の名称とまぎらわしいもの。

例「○○○流通センター、○○○流通機構、○○○住宅センター、○○○情報センター」等

- ④ 変体かな及び図形または符号等で判読しにくいもの。例「®、☆、♥、×、♣、@」等

なお、新たに宅建業の免許申請をするにあたり、県内の同一商号・名称等を使用する業者の確認については、高知県土木部住宅課（TEL:088-823-9861）までお問い合わせください。

(3) 事務所

ア 事務所の範囲

(ア) 本店または支店として商業登記されたもの

(イ) (ア)のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有し、かつ、宅建業に係る契約を締結する権限を有する使用人が置かれている場所

【留意点】

- ① 本店で宅建業を行わなくても、支店で宅建業を行っていれば、本店も「事務所」となります。この場合、本店には営業保証金の供託および専任宅建士の設置が必要となります。本店であるからには、具体の宅建業を行わなくても、支店で行う宅建業について、なんらかの中核管理的な統括機能を果たしているからです。
- ② 支店については、会社法の規定により商業登記しなければならないこととなっていますので、従たる事務所の名称を「○○支店」として免許申請する場合は、商業登記を必ず行ってください。商業登記を行わない場合は、その他の名称（○○営業所、○○店等）を用いて申請することとなります。

イ 事務所要件の適格性

物理的にも社会通念上も独立した業務を行いうる機能をもつ事務所として認識できる程度の形態を備えていることが必要です。

- ① テント張りやホテルの一室などは認められません。
- ② 自宅の一部を事務所として利用する場合は、他の部屋と壁で区切られていることや、玄関もしくは専用の出入り口から他の部屋を通らずに事務所として利用する部屋に入ることができること等が必要です。
- ③ 1つの部屋を他の者と共同で使用する場合原則として認められません。

ただし、一定の高さ（概ね170cm以上）のあるパーテーションなどにより仕切られ、他の事務所

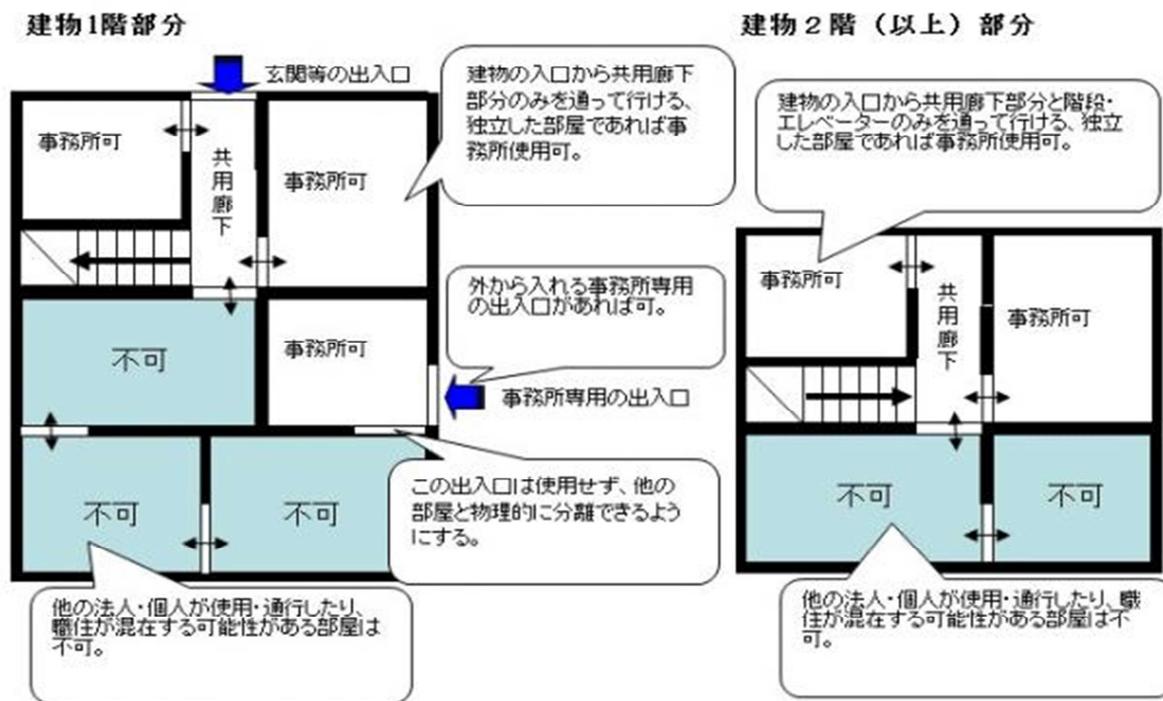
などの一部を通らずに、該当事務所に直接出入りができるときは、独立性が保たれていると認められる場合があります。

④ 区分所有建物などの一室を自宅と事務所として利用する場合も原則として認められません。

ただし、その区分所有建物の管理規約上、事務所としての使用が認められており、かつ、住居部分と明確に区別されている場合は、独立性が保たれていると認められる場合があります。

また、管理規約上、事務所の使用が認められない場合など、消費者等が出入りする事務所として安定して使用することが困難と認められる場合は、事務所として使用することはできません。

【区分所有建築物や自宅の一部を事務所として利用する場合の可否】



(4) 政令使用人

政令使用人とは、宅建業法施行令第2条の2で定める使用人のことで、「宅建業に係る契約を締結する権限」を有する従事者（通常、支店長、営業所長などが該当します。）のことで、

申請者である代表取締役などが常勤する事務所には、政令使用人を置く必要はありませんが、支店、営業所などで申請者である代表取締役などが常勤していない事務所には、政令使用人を置く必要があります。政令使用人はその事務所に常勤することが必要です。

(5) 専任の宅地建物取引士(専任宅建士)

ア 専任の宅地建物取引士の数

宅建業者は、事務所や宅建業法施行規則第15条の5の2に規定する案内所等には一定の数の専任の宅地建物取引士(専任宅建士)を置かなければなりません。

このことに抵触する事務所等を開設してはならず、免許後に既存の事務所等が抵触するに至ったときは、2週間以内に新たに補充をするなど必要な措置をとらなければなりません。

事務所等の区分	法律に規定する専任の宅地建物取引士(専任宅建士)の人数
事務所	業務に従事する者5人に1人以上の数
案内所等	1人以上

イ 業務に従事する者

宅建業の業務に従事する者は、個人業者本人や法人業者の代表者、直接営業に従事する者は必ず含まれます。

宅建業のみを営んでいる(専業)業者の場合、常勤役員の全てが含まれるほか、庶務・経理などの一般管理部門に従事する者も含まれます。

継続的な雇用関係にある者であれば、パートタイマーなど形態を問わず、宅地建物の取引に直接関係する業務に従事する者は含まれます。

他に兼業を営んでいる業者の場合、宅建業と兼業との業務量を斟酌して宅建業の業務に従事する者かどうかを判断します。

具体的には、宅建業を主としている者は宅建業務に従事する者に含まれます。また、庶務・経理などの一般管理部門の者も兼業の業務比率に応じて、宅建業務に従事する者に含まれる場合があります。例：建設業と宅建業を1：2の割合で営んでいて、会社に経理が9人いた場合、宅建業に従事する者は9人×3分の2で、6人となります。

ウ 専任性認定の要件

専任の宅地建物取引士(専任宅建士)は、「常勤性」と「専任性」の二つの要件を充たさなければなりません。つまり、「当該事務所に常勤して専ら宅建業の業務に従事すること」が必要となります。

■常勤性

宅地建物取引士(宅建士)が当該事務所に常時勤務することをいいます。

常時勤務とは、宅建士と宅建業者との間に雇用契約等の継続的な関係があり、当該事務所等の業務時間に当該事務所等の業務に従事することを要します。

【常勤性が認められないとされた事例】

- ・営業時間の一定時間に限られる非常勤やパートタイム従業員
- ・他の勤務先からの退社後や非番の日の勤務
- ・在学中の大学生(夜間部の学生など、勤務時間と就学時間が異なる場合は実態により判断)

■専任性

専任の宅地建物取引士(専任宅建士)は、専ら当該事務所等の宅地建物取引業に従事することが必要です。

宅建士が宅建業のみならず、他の業務も併せて従事する場合、当該宅建士が専ら宅建業務に従事することができる状態かを判断することになります。

【専任宅建士の専任性 事例別可否】

事 例	専任宅建士としての専任性
同一業者内の兼業の関係で管理建築士・専任技術者・主任技術者等となる場合	△ 宅建業者の事務所と同一建物かつ同一フロア内で勤務することが可能、かつ、建築士法上問題ないと認められた場合 (※) × 上記以外
同一業者内で他の業務を兼業する場合 (喫茶店・不動産賃貸業の受付・夜間部の学生等)	○ 拘束時間や代替要員が確保されるなど、常時宅建業を優先して勤務できる体制にある場合 × 上記以外
別法人の代表者・役員・従業者となる場合	○ 別法人の代表者・役員として勤務形態が非常勤である場合 × 上記以外
監査役の特取兼務	× 会社法で、監査役は取締役、使用人との兼職が禁止されているため、専取も不可。
行政書士等の資格を有する宅地建物取引士（宅建士）が宅建業を営む場合	○ 同一建物かつ同一フロア内で常時勤務し、専ら宅建業に従事する場合 × 上記以外
契約社員、派遣社員	○ 宅建業者が当該社員を指揮命令できる関係にあること。

△・・・勤務実態等を斟酌し判断

※宅建業と建設業の職業等の兼務の可否

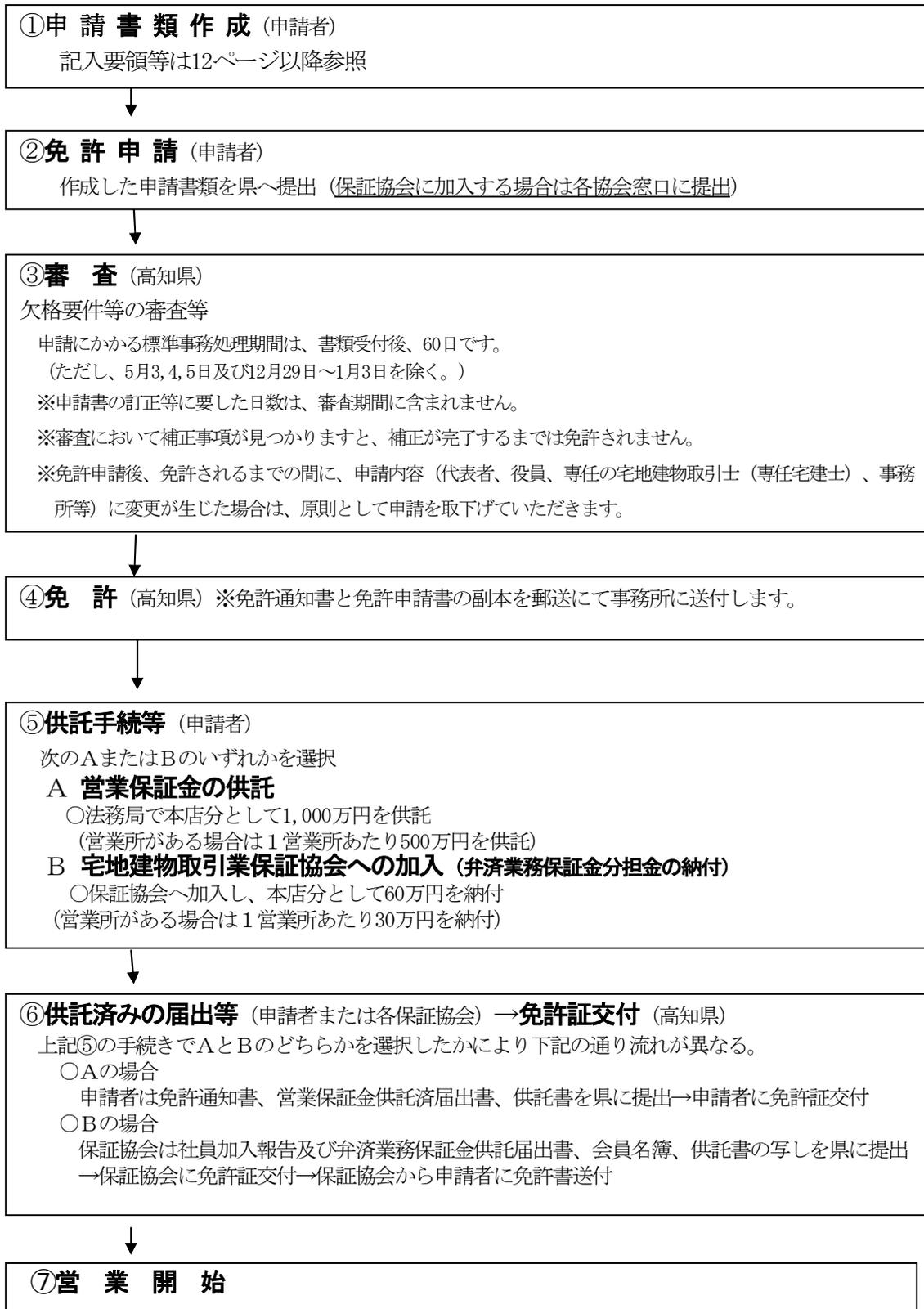
建設業許可業者が宅建業を兼務している場合、建設業の「経營業務の管理責任者」「専任技術者」のように、事務所や営業所等において、常勤性や専任性を要件として設置されている方は、原則として、宅建業で常勤性や専任性が求められている「常勤の代表者」「政令の使用人」「専任の宅地建物取引士（専任宅建士）」を兼務することができません。

ただし、高知県では、同一法人（または同一個人業者）・同一場所（同一建物かつ同一フロア）で勤務する場合に限り、個々のケースで、勤務実態、業務量を斟酌し常勤性・専任性に問題がないと判断できるときには、兼務を認める場合があります。

2 免許の申請手続き

1 新規の免許申請

(1) 新規免許申請のフローチャート



※他都道府県知事、国土交通大臣への免許換えの免許申請は、基本的に新規の免許申請に準じます。

※実際に業が行うことができる日は交付された免許証を事務所に掲示した日以降となります。

(2) 免許通知が届いてから営業を開始するまでの手続き

免許になったからといって、直ちに宅建業の営業ができるわけではありません。万一、取引で消費者に損害を与えた場合、その被害を最小限に抑えるため、宅建業法は、営業保証金制度と弁済業務保証金制度の二つの制度を設けています。営業を開始するには、この手続きを済ませる必要があります。

免許されると、その旨をお知らせする免許通知書が郵送されます。

この書類が届いたら、免許の日から3か月以内に、①営業保証金を供託所に供託するか、②宅地建物取引業保証協会の社員になり弁済業務保証金分担金を納付する必要があります。

①、②いずれかの手続きが済みましたら、高知県知事あてに所定の届出をする必要があります。

この届出を行い、免許証の交付を受け、事務所に免許証を掲示してから初めて宅建業の営業をすることができます。

免許証は、①、②いずれかについての届出と引き換えに交付します。

※ 免許日から3か月の期日を経過して、①、②のいずれかの手続きを済ませていないときは、未供託業者として免許を取り消されることがありますので、注意してください。

① 営業保証金を供託する場合

ア 免許の通知が届いたら、主たる事務所（本店）の所在地を管轄する供託所へ法定の営業保証金を供託してください。

※ 営業保証金 主たる事務所（本店）・・・1,000万円
従たる事務所（支店）・・・500万円（1店舗あたり）

なお、供託をするときに必要なものは、OCR供託書、法人の場合は資格証明書（3ヶ月以内のもの）などですが、供託書の書き方や供託物の納入方法も含めて詳しいことは、事前に最寄りの供託所に問い合わせてください。

イ 供託を終えたら、「営業保証金供託済届出書」正本1部、副本1部に「供託書」の原本とコピーを添えて高知県知事へ届け出て、免許証を受け取ってください。

このとき、免許通知書を忘れずに持参してください。

【供託所一覧】

高知地方法務局供託課	高知市栄田町2丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎	(088)820-1663
〃 香美支局	香美市土佐山田町旭町1丁目4番10号 土佐山田地方合同庁舎	(0887)52-3049
〃 須崎支局	須崎市青木町1番4号 須崎第2地方合同庁舎	(0889)42-0374
〃 安芸支局	安芸市矢ノ丸2丁目1番6号 安芸地方合同庁舎	(0887)35-2272
〃 四万十支局	四万十市右山五月町3番12号 中村地方合同庁舎	(0880)34-1600

② 宅地建物取引業保証協会の社員になる場合

ア 宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）は、国土交通大臣の指定を受けた公益社団法人で、宅建業者を構成員（社員）とする組織です。保証協会は、社員の宅地建物取引に関する苦情の解決や社員のために営業保証金の還付と同様の弁済業務を行っており、社員はその分担金（弁済業務保証金分担金）を納付する必要があります。

弁済業務保証金分担金を納付し保証協会の社員となった者は、営業保証金の供託を免除されます。

※ 分担金 主たる事務所（本店）・・・**60万円**
従たる事務所（支店）・・・**30万円**（1店舗あたり）

国土交通大臣の指定を受けた宅地建物取引業保証協会には2団体があり、高知県内の連絡先は次のとおりです。保証協会はどちらか一方にしか加入できません。

※ **保証協会の社員になるには**、協会の入会審査を受ける必要があります、その際、**分担金のほか、入会金などの諸経費が必要**になりますので、事前に十分な確認をしてください。

【高知県内の宅地建物取引業保証協会】

保証協会名	住所	電話番号
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 高知本部	高知市上町1丁目9番1号 高知県不動産会館内	(088) 823-2001
公益社団法人 不動産保証協会 高知県本部	高知市本町1丁目2番14号	(088) 822-4669

※ 免許証の受け取りは、各保証協会を通じて行われます。

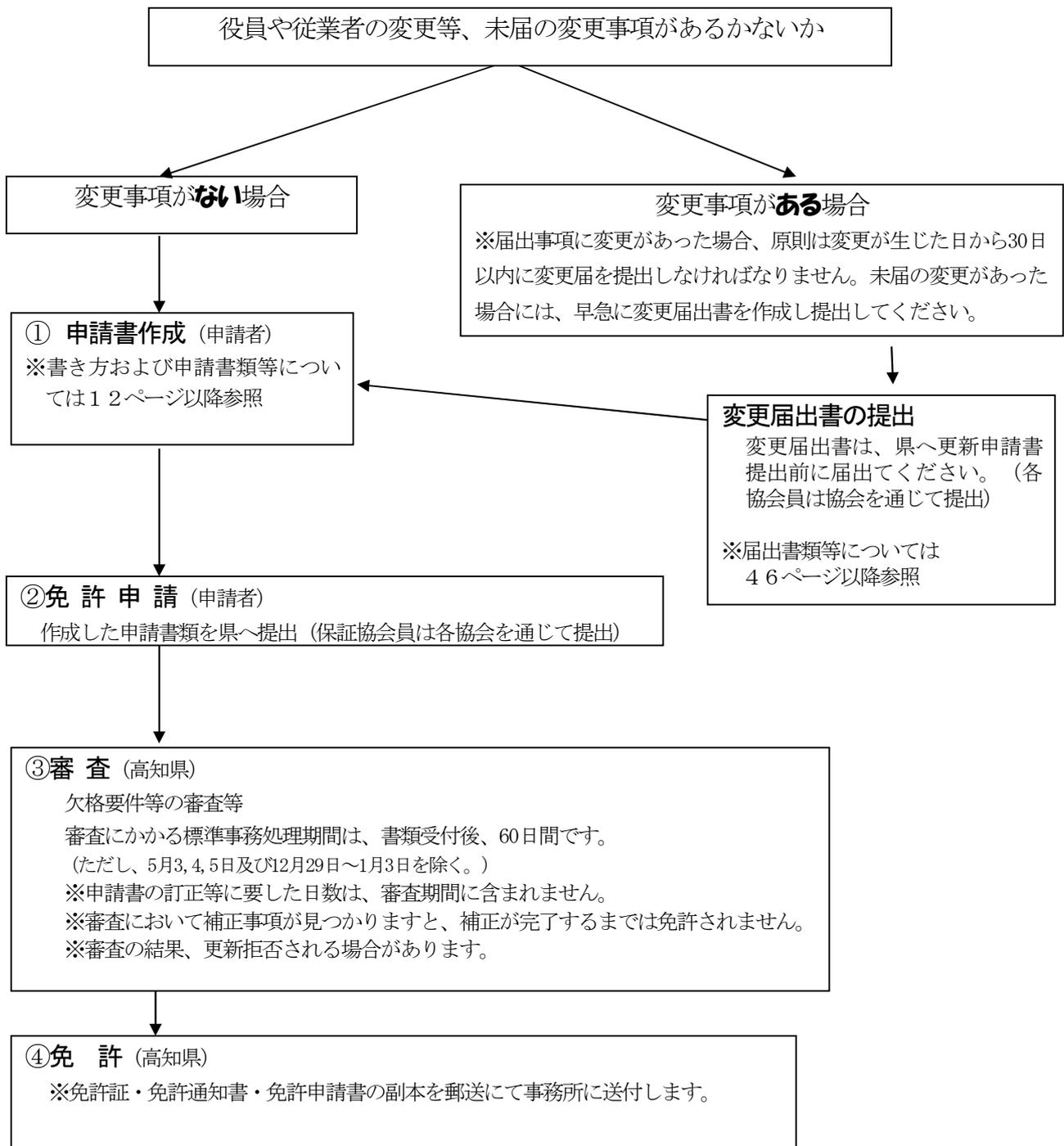
③ 専任の宅地建物取引士（専任宅建士）が行う手続き

専任の宅地建物取引士（専任宅建士）は、免許日以降は宅地建物取引業者に従事することになりますので、業者名及び免許証番号等を記載した「宅地建物取引士資格登録変更登録申請書」により、従事先の変更を、登録されている都道府県知事に届出なければなりません。

2 免許更新の申請

免許更新の申請のフローチャート

※ 免許の**有効期間満了の日の90日前から30日前**までの間に免許更新の申請手続きをすることが必要です。



3 免許申請書の作成

1 免許申請書作成にあたっての留意点

■留意事項

- 次ページの表に従って必要書類をそろえ、番号順に並べて、綴じずにお持ちください。
- 書類には「指定様式」に書き込むものと、別途用意する書類（添付する書類）があります。
- 各書類作成の説明及び記入例は、14ページ以降を参照してください。
- 別途用意する書類（添付する書類）については、下記の点に注意してください
 - ※ 身分証明書や商業登記簿の履歴事項全部証明書など、官公庁が発行する証明書類の有効期間については、県への申請時点で発行日から3か月以内のものを使用してください。
 - ※ 代表者、役員等で専任の宅地建物取引士（専任宅建士）を兼ねている方は「身分証明書」「登記されていないことの証明書」「略歴書」はそれぞれ1枚ずつで構いません。
 - ※ 現在事項全部証明書では受付できません。履歴事項全部証明書が必要です。
- 代表者、役員、政令使用人、専任の宅地建物取引士（専任宅建士）のうち、**宅地建物取引士資格登録をしている者にあつては、同資格登録事項**（氏名、住所、本籍、勤務先の商号・名称（有限会社を株式会社にするなどの商号変更を含む。））**に変更があつた場合、所定の「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（第7号様式）」によりあらかじめ登録している都道府県で遅滞なく申請手続きを済ませてください。**
 - ※ 宅地建物取引士資格登録者の変更登録申請が完了していない場合は、免許の申請を受付できない場合があります。
- 審査の必要上、次ページ以外の資料を提出していただくことがあります。

■書類の提出部数（知事免許の場合）

正本1部、副本1部（副本は申請書控えとして返却します。）

2 免許申請に必要な書類一覧（新規(免許換えを含む)・更新)

書類はこの順番に並べて、綴じないで提出してください。

※ 申請書類の提出部数は、知事免許の場合、正本1部、副本1部の計2部です。

※ 副本の提出は任意です。添付書類や写真も含めてコピーで構いません。受付後控えとして申請者にお返しします。

順 番	書 類 の 名 称	書類の要否		記載 例
		法人	個人	
1	☆ 免許申請書（第一面～第五面）	○	○	15～
2	☆ 宅地建物取引業経歴書 【添付書類1】	○	○	21～
3	☆ 誓約書 【添付書類2】	○	○	25
4	☆ 専任の宅地建物取引士設置証明書 【添付書類3】	○	○	26
5	☆ 相談役及び顧問 【添付書類4・第一面】	○	○	27～
	100分の5以上の株主又は出資者 【添付書類4・第二面】			
6	☆ 事務所を使用する権原に関する書面 【添付書類5】	○	○	29
7	☆ 略歴書 【添付書類6】	○	○	30～
8	☆ 資産に関する調書 【添付書類7】	×	○	32
9	☆ 宅地建物取引業に従事する者の名簿 【添付書類8】	○	○	33～
10	★ ・身分証明書【本籍地の市町村発行】	○	○	35
	・欠格事項の(成年被後見人等)の登記がないことの証明書【法務局発行】又は医師の診断書			
11	宅地建物取引士証のコピー	○	○	
12	事務所付近の地図	○	○	36
13	事務所の写真	○	○	37～
14	貸借対照表及び損益計算書	○	×	39
	上記書面を確認できる契約書・登記簿謄本等の原本（提示のみ）	○	○	—
15	★ 法人税（法人の場合）の納税証明書（様式その1）	○	○	40
	所得税（個人の場合）の納税証明書（様式その1）【税務署発行】			
16	★ 法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 【法務局発行】	○	×	41
提出が 必要な 書類	右記に該当する場合には 1. 免許更新申請時において、「2宅地建物取引業経歴書」に記載する過去5年間の事業実績の中で、1年以上にわたり事業実績がない場合・・・実績がない申立書	○	○	24
	2. 住宅の一室を事務所として使用する場合、または一室を他法人と共同で事務所として使用する場合・・・建物の間取図または平面図	○	○	—
	3. 法人の新規免許申請時において、申請時に第1期の決算期が到来していない場合・・・決算期が到来していない旨の理由書及び開始貸借対照表	○	×	39

※ ☆印表記のものは、法施行規則による指定様式。

※ ★印のものは、官公署及び医師発行の証明書等。申請日前3月以内に発行されたものであること。

※ 10「医師の診断書」は、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載し、その根拠について記載したものであること。なお、医師の診断書を提出する場合は、「身分証明書」において「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者ではない（禁治産者、準禁治産者の通知は受けていない）」旨の記載は不要です。

3 免許申請書記載例

◎ 各面共通

- (1) 申請元の「四国地方整備局長・高知県知事 殿」は、いずれかを2本線で抹消してください。
- (2) *印欄は記入しないでください。
- (3) 記入にあたっては、黒色のボールペンなどで記入してください。
- (4) 法人の場合、申請書第一面及び第三面に記入する商号や事務所の所在地は、商業登記簿に記載されているものを記入してください。なお、階数及び部屋番号についても記入してください。
- (5) 高知県内の市町村コードの欄は「高知県内の市町村コード」(87ページ参照)を参照してください。

※ 「住所又は所在地」の欄の記入にあたっては、次の区分に従い記入してください。

① 市の場合

例 「高知市丸ノ内一丁目2番20号」

市区町村コード	3 9 2 0 1 4	高知 都道府県	高知 市	郡区	区町村
住所又は所在地	丸ノ内一丁目2番20号				

市まで記入

② 郡(町村)の場合

例 「吾川郡仁淀川町大崎××番地」

市区町村コード	3 9 3 8 7 8	高知 都道府県	吾川 市	郡区	仁淀川 区	町村
住所又は所在地	大崎××番地					

町まで記入

【申請書第一面の記載方法について補足】

(1) 申請時の免許証番号

更新・免許換えのみ右詰めで空欄は「0」表示で記入し、新規申請の場合は記入しないでください。

3 9 (1) 0 0 9 9 9 (高知県知事(1)第9999号の場合)
 ↑ 免許権者コード (87ページの上表参照) ※高知県は「39」です。

(2) 商号又は名称

- ① 商業登記簿に記載されている「商号又は名称」を記入してください。
- ② 「フリガナ」の欄は、カタカナで上段より左詰めで記入してください。

(3) 代表者又は個人に関する事項

① 「役名コード」

01	代表取締役 (株式会社)	13	代表執行役 (株式会社)	05	社員 (持分会社)	11	相談役
02	取締役 (株式会社)	14	執行役 (株式会社)	07	理事	12	顧問
03	監査役 (株式会社)	04	代表社員 (持分会社)	08	監事	15	会計参与
						09	その他

※代表取締役が複数存在するときは、そのすべての方について「01」を記入

※農業協同組合法等に基づく代表理事には「01」を記入

- ② 「登録番号」の欄は、宅地建物取引士 (宅建士) 登録をしている場合のみ右詰めで空欄は「0」表示で記入してください。

登録番号 3 9 - 0 9 9 9 9 1 (高知県登録第99991号) の場合
 ↑ 登録都道府県 ※高知県は「39」です。(「免許権者コード」と同じ)

- ③ 「生年月日」の欄は、次のように記入してください。(昭和11年1月1日生の場合)

生年月日 S - 1 1 年 0 1 月 0 1 日
 ↑ 明治・M、大正・T、昭和・S、平成・H、令和・R

(4) 「兼業コード」

01	農業	05	建設業	09	卸売・小売業・飲食店	13	サービス業
02	林業	06	製造業	10	金融・保険業	14	その他
03	漁業	07	電気・ガス・熱供給・水道業	11	不動産賃貸業		
04	鉱業	08	運輸・通信業	12	不動産管理業	50	兼業なし

※実際に収入があるもの、又は収入が予定されているもののみ記入してください。

- (5) 「資本金」の欄は、法人のみ右詰めで記入してください。

商業登記簿に記載されている金額を、千円単位で記入してください。

- (6) 「所属団体コード」 ※新規申請の場合は空欄です。

01	(一社) マンション管理業協会	10	(一社) 不動産協会
04	(公社)全国宅地建物取引業協会連合会の会員である各協会	11	(一社) 不動産流通経営協会
05	(公社)全日本不動産協会	12	その他
09	(一社) 日本ビルディング協会連合会の会員である各協会	50	所属団体なし

法人の場合のみ記入（個人の場合は不要）

申請者以外に役員がない場合は申請時の
免許証番号（更新時）のみ提出

申請時の免許証番号

(1) 0 0 9 9 9 9

宅地建物取引士登録をしている方は、必ず記入

項番 ◎ 役員に関する事項（法人の場合）

21	役名コード	0 2	登録番号	3 9	—	0 9 9 9 9 2	—		
	フリガナ	コウチ	シロウ						
	氏名	高知	次郎						
	生年月日	S	—	1 2	年	0 2	月	0 2	日

確認欄

※

21	役名コード	0 2	登録番号		—		—		
	フリガナ	コウチ	サフ	シロウ					
	氏名	高知	三郎						
	生年月日	S	—	1 3	年	0 3	月	0 3	日

確認欄

※

21	役名コード	0 3	登録番号		—		—		
	フリガナ	コウチ	シロウ						
	氏名	高知	四郎						
	生年月日	S	—	1 4	年	0 4	月	0 4	日

※監査役は、専任の宅地建物取引士を兼務することはできません。

確認欄

※

【申請書第二面の記載方法について補足】

(1) 役員に関する事項（法人の場合）

◇この面は、法人のみ記入してください。

◇第一面で項番12に記入した代表者は、「項番21」欄に記入しないでください。

◇1枚に書ききれない場合は、この様式を住宅課ホームページから複数枚出力後、記入して次のページにとじてください。

◇「役名コード」の欄は、16ページを参照してください。例えば、取締役は「02」、監査役は「03」です。

◇「登録番号」の欄は、宅地建物取引士（宅建士）登録をしている場合のみ右詰で記入してください。

◇その他の欄の記載は、第一面の代表者欄の記載と同様です。

【申請書第三面から第五面までの記載方法について補足】

第三面

(1) 事務所に関する事項

◇この項は「事務所」に関して記入してください。

法人の場合で、「主たる事務所」（本店）については商業登記簿に本店として登載されている「所在地」を記入してください。

◇「所在地市区町村コード」は、87ページを参照してください。

◇「電話番号」の欄は、市外局番・市内局番・電話番号をそれぞれ「—（ハイフン）」で区切り、左詰めで記入してください。

◇「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入してください（「専任の宅地建物取引士設置証明書」と「宅地建物取引業に従事する者の名簿」の従事する者の数が一致すること）。

(2) 政令第2条の2で定める使用人については、5ページを参考にしてください。

(3) 専任の宅地建物取引士に関する事項

第三面に書ききれない場合は、第四面に続けて記入し、更に不足する場合第四面をコピーして記入して、次のページに綴じ込んでください。

第四面

専任の宅地建物取引士（専任宅建士）が3名までのときは記入せず空白で添付

第五面

免許申請書の手数料

高知県知事免許の新規申請（他都道府県からの免許換え含む）、更新申請の場合は、高知県証紙33,000円分（消印無効）を貼付してください。

なお、高知県証紙は、高知県庁本庁地下1階にある生協、または、四国銀行の本・支店等の一部で販売しています。申請前にご購入下さい。

※国土交通大臣免許の申請については、国土交通省の案内を確認の上、所定の印紙、領収書を貼付してください。

（第五面）

登録免許税納付書・領収証書、収入印紙又は証紙はり付け欄
(消印しないでください)

① 高知県知事免許の申請（新規・免許換え・更新）の場合

33,000円分の**高知県証紙**

② 国土交通大臣免許の更新申請の場合

33,000円分の**収入印紙**

※収入印紙は都道府県の証紙と異なりますので、ご注意ください。

なお、収入印紙は、郵便局又は銀行等で購入可能です。

③ 国土交通大臣免許の新規申請の場合（免許換え新規含む）

国税収納を取扱う金融機関にて、**高知税務署**あて**登録免許税**として

90,000円を納付し、その領収書原本を貼付すること。

添付書類（1）

新規…「新規」とのみ記入（法人成りも新規）
更新…当初の免許年月日と免許権者を記入

（第一面）

更新の場合、申請直前の5年間の
事業年度について記入

免許後、商号変更、法人の合併などがあった場合その旨記入

1. 事業の沿革

最初の免許	組 織 変 更					
H28年3月31日	H29年10月1日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
高知県知事	商号変更 （株県庁住宅より）					

2. 事業の実績

1回目の更新の場合、始期は免許の有効期間開始日となります。

イ. 代理又は媒介の実績

期 間	H28年 4月 1日から H28年12月31日まで の1年間		H29 1月 1日から H29年12月31日まで		H30年1月 1日から H30年12月31日まで		H31年1月 1日から R元年12月31日までの		R2年1月 1日から R2年12月31日まで		
	種類	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借
宅 地	件 数	10			5		10		5		
	価 額 (千円)	500,000			200,000		500,000		150,000		
	手数料 (千円)	15,000			6,000		15,000		4,500		
建 物	件 数		30								20
	価 額 (千円)										
	手数料 (千円)		4,500								2,400
宅 地 及 び 建 物	件 数	5								8	
	価 額 (千円)	400,000								00,000	
	手数料 (千円)	12,000				18,000		12,000		18,000	
合 計	件 数	15	30	0	0	15	20	15	30	13	20
	価 額 (千円)	900,000		0		800,000		900,000		750,000	
	手数料 (千円)	27,000	4,500	0	0	24,000	3,000	27,000	4,500	22,500	2,400

「売買・交換の欄の上段には売買の実績を、下段には交換の実績を記入。」

■期限切れ、廃業後5年以内の新規申請の場合、免許の期間中の実績を記入
■免許換え新規申請の場合、現免許での実績を5年分記入
・法人は事業年度ごと
・個人は暦年ごと
・直前の申告期限が到来している年度分から、5年間遡る
・年度途中で決算期変更があり、そのために5年間分に満たない場合は、6期分以上必要となる。
・決算書の各該当科目と照合し、記載金額に漏れや、誤記がないかを確認する

(第二面)

ロ. 売買・交換の実績

種 類		期 間	H28年4月1日から	H29年1月1日から	H30年1月1日から	H31年1月1日から	R2年1月1日から
			H28年12月31日 までの1年間	H29年12月31日 までの1年間	H30年12月31日 までの1年間	R元年12月31日 までの1年間	R2年12月31日 までの1年間
売 却	宅 地	件 数	8	6	15	8	6
		価額(千円)	600,000	500,000	1,200,000	600,000	500,000
	建 物	件 数					
		価額(千円)					
	宅地及 び建物	件 数	7	9	11	7	9
		価額(千円)	700,000	1,100,000	1,200,000	700,000	1,100,000
合 計	件 数	15	15	26	15	15	
	価額(千円)	1,300,000	1,600,000	2,400,000	1,300,000	1,600,000	
購 入	宅 地	件 数	10	5		10	
		価額(千円)	500,000	300,000		500,000	
	建 物	件 数					
		価額(千円)					
	宅地及 び建物	件 数	10	10		10	
		価額(千円)	700,000	600,000		700,000	
合 計	件 数	20	1	0	20	0	
	価額(千円)	1,200,000	900,000	0	1,200,000	0	
交 換	宅 地	件 数					
		価額(千円)					
	建 物	件 数					
		価額(千円)					
	宅地及 び建物	件 数					
		価額(千円)					
合 計	件 数	0	0	0	0	0	
	価額(千円)	0	0	0	0	0	

備考

- 1 新規に免許申請する者は、「最初の免許」の欄に「新規」と記入すること。
- 2 「組織変更」の欄には、合併又は商号変更若しくは組織変更について記入すること。
- 3 「期間」の欄には、事業年度を記入すること。
- 4 「売買・交換」の欄には、上段に売買の実績を、下段に交換の実績を記入すること。

【添付書類】 宅地建物取引業の記載方法について補足】

1 事業の沿革

- (1) 「最初の免許」欄には
 - ・新規申請—— 「新規」と記入
 - ・更新申請—— 最初の免許年月日と免許権者（高知県の場合は「高知県知事」）を記入
 - ・免許換え申請—— 免許換前の免許権者と免許年月日を記入
- (2) 「組織変更」の欄は
 - ・新規申請—— 記入不要
 - ・更新申請—— 商号変更、法人の合併、資本金の増資などがあつた場合、その年月日とその旨を記入

2 事業の実績

- (1) 「期間」の欄には
 - ・新規申請—— 記入不要
 - ・更新申請—— 申請直前5年間の事業年度ごとに記入
 - 法人…定款に定めている事業年度を1期とする。
 - 個人…1月1日～12月31日までを1年間とする。

※直近1年間の期間は、貸借対照表及び損益計算書、法人税または所得税の納税証明書の期間と必ず一致すること。
- (2) 「価額」及び「手数料」は千円単位で記入（千円未満は切り捨て）
 - ・消費税等相当額を徴収した場合は、その額を含めた金額を計上
 - ・新規申請—— 空欄で構わない
 - ・更新申請—— 実績がない年は「合計」欄のみ「0」を記載
- (3) 「宅地及び建物」の欄は、いわゆる土地付き住宅について記入（区分所有マンションもこの欄に記入）
- (4) 実績は決算書に符号させてください。
ただし、兼業の場合は、宅建業のみの実績を記入してください。
- (5) 賃貸住宅の更新手数料及び駐車場の手数料は、実績欄には入れないでください。
- (6) 「代理又は媒介の実績」の件数及び手数料の欄は2段になっています。上段に売買、下段に交換の実績をそれぞれ記入してください。
- (7) 決算期を変更したときは、その変更にあわせて記載してください。
※5年で5期以上の時は、同じ様式で追加すること。

3 その他

- (1) 期限切れ、廃業後の5年以内の新規申請の場合は、前免許期間中の実績を記入。
- (2) 免許を受けてから1年以内に事業を開始せず、又は引き続いて1年以上事業を休止した場合は免許が取り消されます。
業を行っていたが経歴書に記載できる実績がない場合、その理由を「申立書」に記載し、提出してください。（次ページ見本2参照）。

(見本2)

(A4)

申立書

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
商号(名称)
代表者氏名

平成〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日の〇年間について、宅建業を営んでいましたが、下記の理由により、売買、仲介の実績はありませんでした。

記

理由：(理由を記載

例：営業努力を行ったが契約に結び付かなかったため)

※ この「申立書」は宅建業の実績がなかった期間について、宅建業を休業していたのではない旨を確認するために提出していただくものです。

添付書類 (2)

誓約書

申請者、申請者の役員、令第2条の2に規定する使用人、
法定代理人及び法定代理人の役員は、法第5条第1項各号に
該当しない者であることを誓約します。

令和 5年 4月 1日

代理人がない場合は二重
線で削除する

法定代理人

商号又は名称 株式会社高知県庁住宅

氏 名 代表取締役 高知一郎

高知県知事 殿

誓約書

- この誓約書により、代表者が他の役員などを含め全員が宅建業法第5条第1項各号の欠格要件に該当しないことを誓約することとなります。
- ※ 法定代理人氏名の欄には、代表者が未成年の場合に法定代理人が記名してください。
- ※ **代表者や役員等が5年以内に禁固以上の刑に処せられ又は暴行等により罰金刑に処せられているとき（執行猶予中の場合を含む。）は、免許できません（免許更新や変更届にあたって欠格事由が判明した場合は、現行免許を取り消すことがあります）。**
この手引き3ページの欠格要件（免許を受けられない者）を参照し、事前によく確認してください。

添付書類(3)

専任の宅地建物取引士設置証明書

下記の事務所は、宅地建物取引業法第31の3第1項に規定する要件を備えていることを証明します。

令和5年4月1日

高知県知事 殿

商号又は名称 **株式会社高知県庁住宅**

氏 名 **代表取締役 高知一郎**

(法人にあつては、代表者の氏名)

記

添付書類(8)の名簿の人数と一致
従事者数5人に1人の割合で専任が必要。

事務所の名称	所在地	専任の宅地 建物取引士 の数	宅地建物取引に 従事する者の数
本店	高知市丸ノ内一丁目2番20号	2名	7名
本町支店	高知市本町〇丁目×番△号	1名	5名
		名	名
		名	名

専任の宅地建物取引士設置証明書

この専任の宅地建物取引士設置証明書により、代表者は当該事業所のすべてについて証明することとなります。

「宅地建物取引業に従事する者の数」の欄には、「宅地建物取引業に従事する者の名簿」に記載されている者の数と同じ人数が記入されます。この人数は「専任の宅地建物取引士（専任宅建士）」を含みます。

法人の場合のみ記入
 該当者がいない場合は、免許
 番号のみ記入

添付書類(4)

(A4)

1:5:0

(第一面)

相談役及び顧問(法人の場合)

受付番号

申請時の免許証番号

※

39 (**1**) **009999**

項番

51	役名コード	11	就任年月日	H-25年04月01 日
	フリガナ	コウチロクロウ		
	氏名	高知 六郎		
	生年月日	S-16年06月06 日		
	住所市区町村コード	392014	高知 都道府県	高知 市郡区
	住所	丸ノ内二丁目4番1号		

確認欄

※

51	役名コード		就任年月日	—	年		月		日
	フリガナ								
	氏名								
	生年月日	—	年		月		日		
	住所市区町村コード		都道府県			市郡区		区町村	
	住所								

確認欄

※

51	役名コード		就任年月日	—	年		月		日
	フリガナ								
	氏名								
	生年月日	—	年		月		日		
	住所市区町村コード		都道府県			市郡区		区町村	
	住所								

確認欄

※

相談役及び顧問

- (1) この面は、申請者が法人の場合のみ使用してください。
 ※ 該当者がいない場合でも申請時の免許番号(更新時)と記入し、添付してください。
 なお、申請者が個人の場合は添付不要です。
- (2) 1枚に書ききれない場合は、この様式を住宅課のホームページから複数枚出力後、記入して、次のページにとじ込んでください。
- (3) 「役名コード」欄 相談役-11 顧問-12

添付書類(5)

事務所を使用する権原に関する書面

事 項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用 途
(事務所名) 本店 (所在地) 高知市丸ノ内一丁目2番20号	㈱高知県庁 住宅 代表取締役 高知一郎				<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間を定めていない場合は「期間の定めなし」と記入 ・契約期間の自動更新条項があれば、「自動更新」と記入 	
(事務所名) 本町支店 (所在地) 高知市本町〇丁目×番△号	日本 一郎	日本 一郎	平成24年 1月1日	平成24年 1月1日 ～平成24年 12月31日 (自動更新)	賃貸借契約	事務所
(事務所名) (所在地)			申請者からみた 契約相手方			
上記の記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。 令和 5年 4月 1日 商号又は名称 株式会社高知県庁住宅 氏 名 代表取締役 高知 一郎 (法人にあっては、代表者の氏名)						

備 考

- 「所有者」の欄は、事務所所有者の氏名又は法人名（法人の代表者名を含む。）を記入すること。
- 「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が免許申請者と異なる場合にのみ次により記入すること。
 - 「契約形態」の欄は、賃貸借又は使用貸借の別を記入すること。
 - 「用途」の欄は、土地建物登記簿謄本、建物賃貸借契約書又は建物使用貸借契約書等に記載された用途（住居、事務所等）について記入すること。

■新規および事務所移転（新設）などの変更届では、以下の書類を確認することがあります。

- ◇事務所所有者が、申請者自身の場合
「建物登記簿謄本」「固定資産評価証明書」「その他、所有を確認できる書類（固定資産課税通知等）」から、いずれかの原本
 - ◇事務所所有者が、申請者以外の場合
「賃貸借契約書」「使用承諾書」「その他、使用関係が確認できる書類」から、いずれかの原本
- ※なお、転貸借の場合や住宅専用建物の場合などでは、所有者からの承諾書

■更新申請時には、契約に変更のない限り原則として確認書類は不要

【添付書類(6) 略歴書について補足】

- (1) 略歴書の作成が必要な人（同一人が2職以上兼ねる場合は1枚で可）は、
- ・代表者
 - ・役員（取締役、監査役、理事、監事、執行役など）
 - ・政令第2条の2で定める使用人
 - ・専任の宅地建物取引士（専任宅建士）
 - ・相談役及び顧問
- (2) 1枚に書ききれない場合は、同じ様式により追加してください（この場合1枚ずつ署名）。
- (3) 記載上の注意
- ・最終学歴終了後、現在に至るまでの就職（離職）日、就職先名・就任先名及び勤務内容（専任の宅地建物取引士・営業・経理・総務等）役名（代表取締役・顧問・監査役等）を記入してください。
 - ・職歴を省略しないこと。
 - ・無職等のある場合、その期間を記入のこと
 - ・最終学歴は記入不要（在学中の場合のみ、その旨を記入）
 - ・今回の申請に係る職名等は必ず記入すること
 - ・他社の役員で非常勤の場合は、その旨記入すること

資産に関する調書

令和〇年 〇 月 〇 日現在

資 産	価 格 (円)	摘 要
資 産		
現金預金	5,000,000	
有価証券	100,000,000	申請者が時価で見積って記入する
未収入金		
土 地	500,000,000	所在地の住所を記載
建 物	50,000,000	
備 品	8,000,000	
権 利		
そ の 他		
計	663,000,000	
負 債		
借入金	5,000,000	
未払金		
預り金		
前受金		
そ の 他		
計	5,000,000	

備 考

- 1 この調書は、個人の業者のみが記入すること。
- 2 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権その他の無形固定資産をいう。

資産に関する調書

- (1) この書面は、申請者が個人の場合のみ使用し、法人の場合は不要です。
- (2) 資産・負債ともに他の事業の用に供するものや私生活に供するものも含めてください。
- (3) 「資産」の土地、建物、備品、権利の価格欄は、時価評価価格などを記入してください。

【添付書類(8)宅地建物取引業に従事する者の名簿について補足】

(1) この面は、免許申請書「第三面」で記載した事務所ごとに作成してください。事務所ごとに整備する「従業者名簿」と、申請日時点で、必ずしも内容が合致していなければならないものではありません。

(2) 1枚に書ききれない場合及び従たる事務所がある場合は、この様式を住宅課のホームページから複数枚出力後、追加記入してください。

(3) 「宅建業の業務に従事する者」については、個人業者本人や法人業者の代表者、直接営業に従事する者は必ず含まれます。

宅建業のみを営んでいる（専業）業者の場合、常勤役員の全てが含まれるほか、庶務・経理などの一般管理部門に従事する者も含まれます。

継続的な雇用関係にある者であれば、パートタイマーなど形態を問わず、宅地建物の取引に直接関係する業務に従事する者は含まれます。

他に兼業を営んでいる業者の場合、宅建業と兼業業務との業務量を斟酌して判断します。

具体的には、宅建業を主としている者は業務に従事する者に含まれます。また、庶務・経理などの一般管理部門の者も兼業の業務比率に応じて、業務に従事する者に含まれます。

例：建設業と宅建業を1：2の割合で営んでいて、会社に経理が9人いた場合、宅建業に従事する者は9人×3分の2で、6人となります。

※ 監査役は従事者となることができません。

(4) 「従業者証明書番号」の欄は、前4桁は当該宅建業者のもとで従事することとなった年（西暦年の下2桁）と月（採用月の2桁）を表します。

使用済みの従業者証明書番号は再度使用できません。

また、過去の退職（異動）者の番号は欠番のままとします。

〔「従業者証明書番号」の付し方の例〕

① A社本店のみの場合

平成17年（2005年）4月に雇用された者で当該事務所における整理番号が5番である者の場合、「050405」の6桁となります。

② A社に本店・支店がある場合

支店の有無に関係なく、A社内で連番になります。

支店にて新たに1名を採用した場合、新たに「連番号」をつけます。

また、本店支店間で異動があってもその個人の従業者番号は変わりません。

【A社】

「050301」（本店従業者）

「~~050302~~」・・・ 1名退職により欠番

⋮

「050409」（B支店新規採用者の番号）

(5) 「主たる職務内容」の欄は、「代表取締役」「取締役」「営業」「経理」「総務」「事務」などに分類し、具体的に記入してください。

(6) 「宅地建物取引士であるかの否かの別」の欄には、次により記入してください。

専任の宅地建物取引士（専任宅建士）・・・○印をつけ、〔 〕内に登録番号を記入

専任以外の宅地建物取引士（宅建士）・・・〔 〕内に登録番号を記入

宅地建物取引士（宅建士）でない者・・・記入不要

身分証明書および登記されていないことの証明

■添付が必要な者は、

- ・代表者
- ・役員（取締役、監査役、理事、監事、執行役等）
- ・政令第2条の2で定める使用人
- ・専任の宅地建物取引士（専任宅建士）
- ・相談役及び顧問

※ 同一人が兼職する場合は、各一枚で可

※ 代表者が未成年の場合には、法定代理人との続柄を確認できる「戸籍謄本」、法定代理人の「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」又は「医師の診断書」が必要です。

■日本国籍を有する方の添付書類

◇本籍地の市区町村が発行するもので、破産者でなく、禁治産・準禁治産の宣言を受けておらず、後見の登記の通知を受けていない旨の証明書（「身分証明書」）

◇東京法務局が発行する、成年被後見人及び被補佐人として「登記されていないことの証明書」、又は「医師の診断書」

※ 「医師の診断書」を提出される場合は、「登記されていないことの証明書」において、「成年被後見人及び被補佐人とみなされる者ではない（禁治産者、準禁治産者の宣告の通知は受けていない）」旨の記載は不要です。

■外国籍を有する方の添付書類

◇住民票の抄本（国籍が記載されているもの）

◇東京法務局が発行する、成年被後見人及び被補佐人として「登記されていないことの証明書」

■県の受理日現在で、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。

■「登記されていないことの証明書」の問合せ先

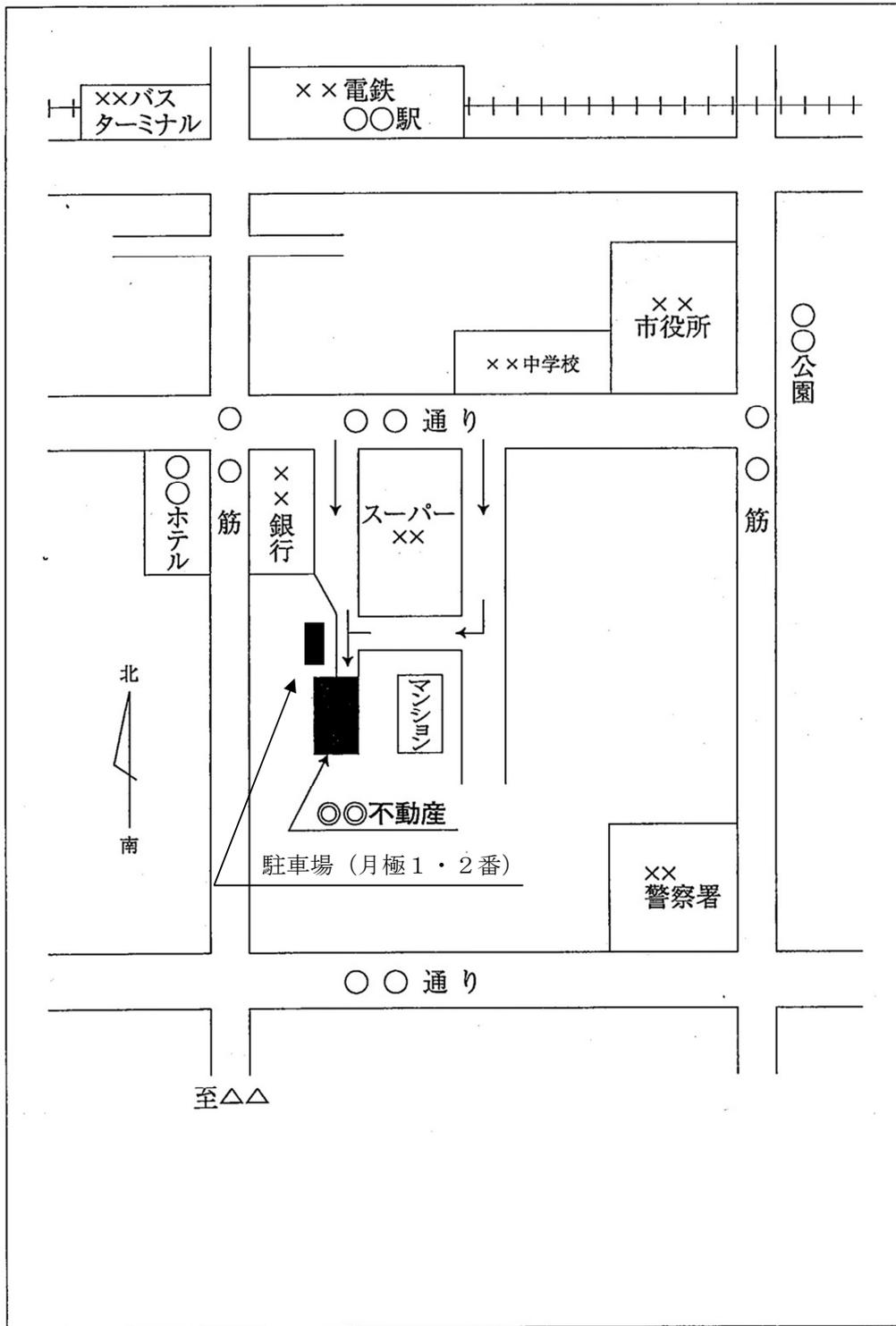
高知地方法務局

〒780-8059 高知市栄田町2-2-10高知よさこい咲都合同庁舎

TEL：088-822-3331（代表）

※他の法務局（本局）でも申請できますが、郵便による申請は東京法務局のみです。

事務所付近の地図



- 事務所ごとに作成してください。
- 駐車場がある場合はできるだけ地図上で明記してください。
- 住宅地図のコピーでも構いません。（事務所の位置が分かるよう色を塗るなどしてください。）

事務所の写真

事務所は、社会通念上事務所として認識される程度の独立した形態を備えなければなりません。

そのため、事務所は継続的に業務を行うことができる施設で、かつ独立性が保たれる必要があります。他業者と同一事務所内に同居している場合、自宅を事務所として使用する場合、またはテント張りの施設やホテルの一室を事務所として使用する場合は認められません。

ただし、固定式で高さ170cm以上のパーテーション等により仕切られ、原則として他の事務所部分を通らずに、当該事務所に直接入れる場合を除きます。

- カラー写真（「ポラロイド写真」等、印画紙と現像剤と一体となったものは避けてください）でサービス版程度の大きさ（デジカメで撮影しプリンターで印刷したものでも、カラーで鮮明であれば可）を、指定の写真台紙に貼り付けてください。
- 申請時点で6カ月以内に撮影したもの。
- 必要に応じて追加を指示する場合があります（室内の状況が不明な場合等）。
- 写真の縦横方向は、撮影、添付とも随意

(1) 全景

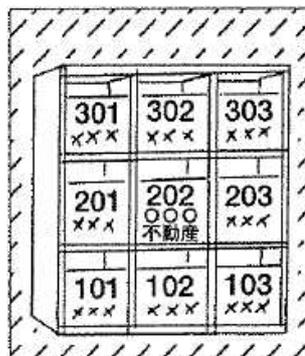


- なるべく離れて、隣接建物の一部も含まれるように撮ってください。

注) 新規の場合は商号、住所、電話番号以外は掲示しないでください。

一枚に収まらないときは、境目が重なる様に2枚以上にわけて撮っても構いません（但し、重なる部分は、のり付けしないこと）。

(2) 入口付近



- 他業者と同一事務所内に同居している場合、メールボックス・テナント表示等の階数が分かる写真とともに、「事務所として利用出来る独立した入口」を撮影してください。

また、事務所内が明確に仕切られていることが分かる写真が必要です（廊下部分や共有スペース等の写真を求める場合もあります）。

■ 入口には商号又は名称（申請どおり）を掲示してください（法人の場合は商業登記のとおり）。

■ 部屋番号の表示がある場合、その表示も撮影する。

※新規申請の場合は商号、住所、電話番号以外掲示できませんのでご注意ください。

（売買・仲介の表示や不動産の広告等で免許の有無に関するもの）。

(3)事務所内部

■ 事務所内全体の繋がりが分かるように多めに撮影してください。

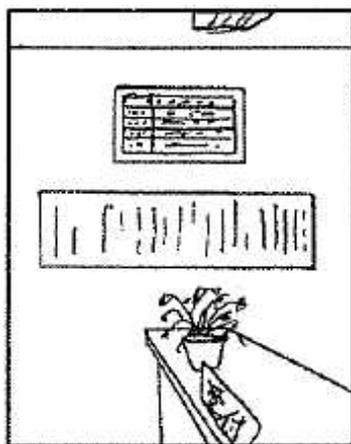
■ 事務机、ロッカー、応接場所、電話等の設置状況や業者票、報酬額表の掲示状態がわかるもの。

■ ブラインド、カーテン等はあけた状態で撮影して下さい。

■ 更衣室・休憩室・給湯室等営業に関わらない別室は不要。

※新規の場合は、業者票、報酬額表の掲示はできませんのでご注意ください。

(4)業者票・報酬額表



宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣 高知県知事 (1) 9999
免許証 有効期間	平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで
商号又は名称	株式会社高知県庁住宅
代表者氏名	高知 一郎
この事務所に置かれて いる専任の宅地建 物取引士の氏名	高知 一郎
またる事務所 の所在地	高知市丸ノ内一丁目2番20号 088-823-9861

業者票は縦30cm以上、横35cm以上

■ 来訪者に見やすい場所に掲示したもの。

■ 判読できるもの（判読できない場合は、別に大写しにして下さい）。

■ 申請時点での現免許の内容と合致したもの。ただし、免許換え(知事→大臣/大臣→知事)及び個人→法人の場合は旧(異動前)の業者票を掲示していること。

(注) 新規の場合は不要です。

貸借対照表及び損益計算書

貸借対照表及び損益計算書

- (1) 法人申請の場合のみ、申請日の直近1年分を添付（社名を記載のもの・証明印は不要）。
- (2) 期間については「宅地建物取引業経歴書」の直近の1年、及び「法人税・所得税の納税証明書」の証明の期間と一致すること。（ただし、納税証明書については、決算期や申告時期の関係で直近1年間分が添付できない場合は、その前年分でもよい。）
- (3) 新規申請で、法人を設立して未だ第1期分の決算が完了していない場合は、下記の理由書（見本3）及び開始貸借対照表（見本4）を作成し、添付のこと。

(見本3)

(A4)
理 由 書
<p>高知県知事 様</p> <p style="margin-top: 20px;">当社は、令和○年○月○日に設立し決算日が○月○日のため、未だ第一期の決算期が到来しておらず、貸借対照表及び損益計算書並びに法人税の納税証明書が添付できません。</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">所 在 地 商号又は名称 代 表 者</p>

(見本4)

開 始 貸 借 対 照 表				(A4)
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px; margin-bottom: 5px;">法人設立日</div>				
令和○年○月○日現在				
(単位 円)				
資 産		負 債 資 本		
科目	金 額	科目	金 額	
現金	5,000,000	資本金	5,000,000	
合計	5,000,000	合計	5,000,000	
上記のとおり相違ありません。				
令和×年×月×日				
所 在 地 商号又は名称 代 表 者				

(A4)

法人税・所得税の納税証明書 (国税その1)

納税証明書

(その1)・納税額等証明用)

住所 (所在地) 高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号
氏名 (名称) 株式会社高知県庁住宅
代表者 代表取締役 高知 一郎

個人免許業者については、税目は「申告所得税」となります。

Table with columns: 税目, 法人税, 納付すべき税額 (申告額, 更正・決定後の額), 納付済額, 未納税額, 法定納期限等. Includes rows for tax periods (令和2年1月1日 to 12月31日) and a '備考' section at the bottom.

直前の1年度分で、添付の貸借対照表及び損益計算書と同期であること。

第 〇 〇 〇 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和×年×月×日

〇〇 税務署長

財務事務官 〇 〇 〇 〇 [印]

法人税・所得税の納税証明書

- この書面は、申請者の納税地の税務署長が発行 (法人 (所得) 税額の証明書で様式その1) したもの。
※県税事務所ではありません。
□この書面は、申請者が法人である場合は、法人税の申請直前1年の各事業年度における納付すべき額及び納付税額を証明したもの。申請者が個人である場合は、申請直前1年の所得税を証明したもの。
□申請前3ヶ月以内のものを添付。
□「宅地建物取引業経歴書」の直近1年の期間と、「貸借対照表及び損益計算書」の期間と一致させること。(ただし、決算期が申告時期の関係で直近1年のものが添付できない場合は、その前年のものでよい。)
□新設法人で第1期の決算期が未到来の場合は添付不要。

法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

- 申請者が法人である場合のみ添付してください（個人は不要です）。
- 本店所在地の法務局または支局等の登記官が発行した法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）であることを確認してください。
- 申請日現在で、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。

■ 登記内容と申請書記載事項との確認

商号の記載は、合致していますか	第一面・項番 11
本店所在地の記載は、合致していますか	第三面・項番 31
資本金額の記載は、合致していますか	第一面・項番 13 添付書類(4)第二面・項番 52
目的欄に宅建業を行う旨、記載されていますか	
役員の氏名、住所、就退任日の記載は、合致していますか	第一面・項番 12 第二面・項番 21 添付書類(6)略歴書
従たる事務所を支店に開設している場合、支店名、所在地は合致していますか	第三面・項番 31 従たる事務所

- 現行の謄本で事務所所在地や役員の就退任の変更日が確認できない場合、除去部分の閉鎖謄本が必要となります（更新申請、変更届の時のみ）。
- 組合などの法人については、別途、役員名簿（様式指定なし。職名、氏名、就任日が記載されたもの）を添付してください。

専任の宅地建物取引士（専任宅建士）の確認事項

様式第七号（第十四条の七関係）

(A4)
3:3:0

**宅地建物取引士資格登録簿
変更登録申請書**

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。
平成28年12月10日

高知県知事 殿

申請者 氏名 土佐 太郎 ◎
生年月日 H13年8月4日

受付番号 受付年月日 申請時の登録番号

◎申請者に関する事項

11 変更年月日 年 月 日

変更後 フリガナ 氏名

変更前 フリガナ 氏名

12 変更年月日 H 28 年 11 月 20 日

郵便番号 780-8570

住所 高知 都道府県 高知 区町村

住所 丸ノ内1丁目2番20号

電話番号 088-1823-9861

変更前 住所 高知県高知市本町1丁目1-45号

13 変更年月日 年 月 日

本籍地 都道府県 市郡区 区町村

変更後 本籍

変更前 本籍

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14 変更年月日 H 28 年 11 月 25 日

変更 商号又は名称 株式会社江不働産

変更 免許証番号 39(3)007654

変更前 商号又は名称 株式会社土佐ハウジング
免許証番号 国土交通大臣 高知県知事 (1)第 5432 号

※ 宅地建物取引士（宅建士）の登録事項に変更がある場合は、事前に左の「資格登録簿変更申請書」を提出する（詳細は下記参照）。

なお、高知県以外で登録されている方は、登録されている都道府県に提出してください。

■ 免許申請時点で「宅地建物取引士証」の有効期限が2ヶ月以内に切れる場合は、宅地建物取引士証更新での法定講習受講票のコピーも併せて添付してください。

■ 新規申請で、免許予定日（約60日後）および更新申請で現免許有効期間内に、宅地建物取引士証の有効期間が切れ、更新の手続きをしていない場合は、申請の受付ができません。

【注意】 宅地建物取引士(宅建士)に登録内容の変更が生じている場合

- 有効期間内の宅地建物取引士証を有すると同時に、宅地建物取引士登録の内容も現在の事項に変更しておかなければなりません。
(この手続きは、専任の宅地建物取引士（専任宅建士）だけでなく、一般の宅地建物取引士や登録後に宅地建物取引士証の未交付の方、退職後に宅地建物取引士証の期限が切れている方も同様です)
- 新規申請の場合は、専任の宅地建物取引士（専任宅建士）等について、申請時に前の勤務先退職の変更登録を行い、免許通知後に新しい勤務先を登録する必要があります。

変更事項	添付書類
氏名 本籍	○変更事項の記載のある「戸籍抄本」（外国籍の方は、変更事項の記載のある「住民票抄本」）
住所	○転居前後の住所記載のある「住民票抄本」または「戸籍の附票」 ○居所での登録も可能。公的機関からの郵便物や公共料金の領収書のコピーと住民票を添付
勤務先	○なし

4 宅地建物取引業者名簿登載事項の変更手続き

1 注意事項

- 宅建業者は、免許を受けた後、免許申請書に記載した事項について変更があった場合、宅建業法第9条により、変更が生じた日から30日以内に、免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出しなければなりません。
また、常勤の役員、政令に定める使用人及び専任の宅地建物取引士（専任宅建士）を含む宅地建物取引業に従事する者について変更があった場合には宅地建物取引業者従業者変更届の提出が必要です。
- 届出に係る「手数料」は不要。
- **新規免許申請中の変更は受付できません。免許取得日以後の期日で、登録内容を変更するか、場合によっては、申請を取り下げし、変更後の内容で再申請することになります。**
- 提出部数は、
 - 知事免許の場合 正本1部
 - 大臣免許の場合 正本1部、副本2部
- **変更届にあたって欠格事由が判明した場合は、現行免許を取り消すことがあります。この手引き3ページの欠格要件（免許を受けられない者）を参照し、事前によく確認してください。**

【参考：変更の届出を要さない事項】

- ◇事務所の電話番号のみの変更 ⇒ ただし、口頭等による連絡をお願いします。
 - ◇代表者、法人役員等の自宅住所 ⇒ ただし、宅地建物取引士（宅建士）登録をしている方は、別途変更登録が必要。
 - ◇兼業の内容
 - ◇法人の資本金
 - ◇相談役及び顧問の氏名、住所、就退任日
 - ◇株主の状況
 - ◇事務所の移動を伴わない、使用権限の変更（貸主の変更など）
- * これらの項目については、次回の免許更新申請の際に、その時点の最新データを記入してください。

2 変更届出の提出書類

□=指定様式 △=官公庁の証明 ○=手元保管、各自作成

	事 項	提 出 書 類	添 付 書 類
1	法人の役員就任	□変更届出書(第一面、第二面) □免許証書換え交付申請書 (代表者に変更のある場合のみ)	1□誓約書(免許申請書の添付書類(2)) 2□略歴書(免許申請書の添付書類(6)) 3△法人の登記簿謄本(就任したことがわかるもの) 4△身分証明書(外国籍の方は、住民票抄本(国籍が記載されているもの)) 5△登記されていないことの証明書又は医師の診断書 6○免許証(原本)(代表者に変更のある場合のみ) 7□宅地建物取引業者従業者変更届(常勤のみ)
2	法人の役員退任	□変更届出書(第一面、第二面)	1△法人の登記簿謄本(退任したことがわかるもの) 場合によっては、閉鎖謄本も必要。 2□宅地建物取引業者従業者変更届(常勤のみ)
3	政令で定める使用人の就任、退任	□変更届出書(第一面、第三面) (政令で定める使用人の退任の場合は、添付書類は5のみ)	1□誓約書(免許申請書の添付書類(2)) 2□略歴書(免許申請書の添付書類(6)) 3△身分証明書(外国籍の方は、住民票抄本(国籍が記載されているもの)) 4△登記されていないことの証明書又は医師の診断書 5□宅地建物取引業者従業者変更届
4	専任の宅地建物取引士(専任宅建士)の変更(増員)	□変更届出書(第一面、第四面) (専任の宅地建物取引士(専任宅建士)の事務所間の異動の場合は、添付書類は1、2、5のみで可)	1□専任の宅地建物取引士設置証明書(免許申請書の添付書類(3)) 2□略歴書(免許申請書の添付書類(6)) 3△身分証明書(外国籍の方は、住民票抄本(国籍が記載されているもの)) 4△登記されていないことの証明書又は医師の診断書 5○宅地建物取引士証のコピー 6□宅地建物取引業者従業者変更届
5	専任の宅地建物取引士(専任宅建士)の変更(減員)	□変更届出書(第一面、第四面)	1□専任の宅地建物取引士設置証明書(免許申請書の添付書類(3)) 2□宅地建物取引業者従業者変更届
6	主たる事務所・従たる事務所の住居表示の実施	□変更届出書(第一面、第三面) □免許証書換え交付申請書(主たる事務所の場合のみ)	1△法人の登記簿謄本(法人のみ) 2△住居表示実施証明書(個人のみ) 3○免許証(原本)
7	主たる事務所・従たる事務所の移転(号室の変更・増改築含む。)	□変更届出書(第一面、第三面) □免許証書換え交付申請書(主たる事務所の移転の場合のみ)	1□事務所を使用する権原に関する書面(免許申請書の添付書類(5)) 2下記書類の原本提示 ・申請者の自己所有建物の場合 △建物登記簿謄本又は固定資産評価証明、その他所有の事実を確認できる書類 ・賃貸借等の場合 ○建物賃貸借契約書(原本)等

	事 項	提 出 書 類	添 付 書 類
			3○事務所付近の地図 4○事務所の写真(カラー写真) ・外部 建物の全景、事務所の入り口 ・内部 室内全体を見わたしたもので、事務机、ロッカー、応接場所、電話等の設置状況や業者票(判読できるもの)、報酬額票の掲示状態がわかるもの。 5△法人の登記簿謄本(法人の本店移転、登記をした支店移転の場合) 6○免許証原本(主たる事務所の移転の場合のみ)
8	従たる事務所の新設	<input type="checkbox"/> 変更届出書(第一面、第三面、第四面) <input type="checkbox"/> 営業保証金の供託を証する書面	1上記3の政令で定める使用人の就任に関する書類 2上記5の専任の宅地建物取引士(専任宅建士)に関する書類 3上記8の従たる事務所に関する書類 4 <input type="checkbox"/> 専任の宅地建物取引士設置証明書(免許申請書の添付書類(3)) 5 <input type="checkbox"/> 宅地建物取引業者従業者変更届 6営業保証金の供託を証する書面 ○(1)供託書のコピー(原本持参) ○(2)弁済業務保証金分担金納付書 a.(公社)全国宅地建物取引業保証協会:「弁済業務保証金分担金納付書」写し(原本持参) b.(公社)不動産保証協会:「弁済業務保証金分担金納付証明書」原本 上記(1)、(2)a.b.のいずれかひとつ、(2)は協会から県へ提出
9	従たる事務所の廃止 または名称の変更	<input type="checkbox"/> 変更届出書(第一面、第三面) 注:廃止の場合第四面も提出のこと	注:添付書類不要 (ただし法人が支店登記をしている事務所の場合、法人の登記簿謄本)
10	代表者・法人の役員・政令で定める使用人・専任の宅地建物取引士(専任宅建士)の氏名の変更	<input type="checkbox"/> 変更届出書(第一面、第二面、第三面、第四面) <input type="checkbox"/> 免許証書換え交付申請書(代表者の場合のみ)	1△法人の登記簿謄本(法人の役員の場合のみ) 2△戸籍抄本 3○免許証原本(代表者の場合のみ)
11	営業保証金の変更	<input type="checkbox"/> 営業保証金供託済届出書	1○供託書のコピー(原本持参)
12	免許証の亡失等	<input type="checkbox"/> 再交付申請書	1○免許証原本(残存している場合)
13	従業者の雇用・退職・異動	<input type="checkbox"/> 従業者変更届	なし
14	電話番号、郵便番号の変更	<input type="checkbox"/> 変更届出書(第一面、第三面) ※法律上の届出義務はありませんが、許可事務の必要上届出を	なし (郵便局からの通知等確認資料の提出を求める場合があります)

	事 項	提 出 書 類	添 付 書 類
		お願いします。	

宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書

(第一面)

下記のとおり、宅地建物取引業者名簿の登載事項のうち、
① 商号又は名称 ② 代表者又は個人 ③ 役員 ④ 事務所 ⑤ 政令第2条の2で定める使用人 ⑥ 専任の宅地建物取引士
について変更がありましたので、宅地建物取引業法第9条の規定により届け出ます。(該当するものに○印をする)

申請日を記入

令和3年 10月 15日

高知県知事 殿

届出者 商号又は名称 **株式会社高知県庁住宅**
郵便番号 (**780-8570**)
主たる事務所の所在地 **高知市丸ノ内一丁目2番20号**

①商号②代表者の変更

変更後の内容

氏名 **代表取締役 高知 一郎**
(法人にあっては、代表者の氏名)
電話番号 (**088**) **823-9861**
ファクシミリ番号 (**088**) **823-2999**

記入不要

受付番号

受付年月日

届出時の免許証番号

※

※

39 (1)

009999

項番 ◎商号又は名称

11 変更年月日 R **03** 年 **10** 月 **01** 日 実際の変更日 (登記日ではない)

変更後	フリガナ	カブシキガイシャケンチョウシユウタク
	商号又は名称	株式会社高知県庁住宅

上段より左詰めで記入

変更前	フリガナ	カブシキガイシャケンチョウシユウタク
	商号又は名称	株式会社県庁住宅

確認欄

※

◎代表者又は個人に関する事項

12 変更年月日 R **03** 年 **10** 月 **01** 日 変更区分 **1** 1 就退任
2 氏名

変更後	役名コード	01
	登録番号	39-0999991
	フリガナ	コウチ イチロウ
	氏名	高知 一郎
	生年月日	S 11 年 01 月 01 日

商業登記簿謄本の就任・退任・辞任日
もしくは氏名変更日 (登記日ではない)

変更前	役名コード	01
	登録番号	39-0999992
	フリガナ	コウチ ジロウ
	氏名	高知 次郎
	生年月日	S 12 年 02 月 02 日

12は、代表者のみ記入

■代表取締役が二名以上の場合も、表見代表者に関する事項のみ記入

■それ以外の役員は、第二面に記載

確認欄

※

受付番号

※ | | | | |

届出時の免許証番号

3 | 9 | (1) | 0 | 0 | 9 | 9 | 9 | 9

③役員(取締役)の変更

変更後：今回の申請で増員(就任)の役員

項番 ◎役員に関する事項(法人の場合)

変更区分

21

- 1. 就退任
- 2. 氏名

変更後	変更年月日	R	0	3	年	1	0	月	0	1	日	
	役名コード	0	2									
	登録番号											
	フリガナ	コウチ サフ、ロウ										
	氏名	高知 三郎										
	生年月日	S	1	3	年	0	3	月	0	3	日	

履歴事項全部証明書で就退任日を確認

変更前	変更年月日	R	0	3	年	1	0	月	0	1	日	
	役名コード	0	2									
	登録番号											
	フリガナ	スス、キ サトシ										
	氏名	鈴木 智										
	生年月日	S	1	1	年	0	9	月	3	0	日	

確認欄 ※

変更前：今回の申請で減員(辞任)する役員

③役員(監査役)の退任(減員)

変更区分

21

- 1. 就退任
- 2. 氏名

変更後	変更年月日			年			月			日		
	役名コード											
	登録番号											
	フリガナ											
	氏名											
	生年月日			年			月				日	

変更前	変更年月日	R	0	3	年	1	0	月	0	1	日	
	役名コード	0	3									
	登録番号											
	フリガナ	スス、キ タロウ										
	氏名	鈴木 太郎										
	生年月日	S	3	0	年	0	6	月	1	8	日	

確認欄 ※

受付番号

※ | | | | |

届出時の免許証番号

3 | 9 | (1) | 0 | 0 | 9 | 9 | 9 | 9

④ 役員(取締役)の氏名変更

実際の氏名変更日(履歴事項全部証明で確認)

項番 21 ◎役員に関する事項(法人の場合)

変更後

変更年月日	R	03	年	10	月	01	日
役名コード	02						
登録番号							
フリガナ	コウチ シンコ						
氏名	高知 順子						
生年月日	S	14	年	04	月	04	日

変更区分

2 1. 就退任
2. 氏名

変更前

変更年月日	R	03	年	10	月	01	日
役名コード	02						
登録番号							
フリガナ	ススキ シンコ						
氏名	鈴木 順子						
生年月日	S	14	年	04	月	04	日

確認欄 ※

■代表者の氏名変更の場合
第一面に記載するとともに、免許証書換え交付申請も必要

■個人免許業者の場合は、戸籍抄本で氏名変更の事実を確認

21

変更後

変更年月日			年		月		日
役名コード							
登録番号							
フリガナ							
氏名							
生年月日			年		月		日

変更区分

1. 就退任
 2. 氏名

変更前

変更年月日			年		月		日
役名コード							
登録番号							
フリガナ							
氏名							
生年月日			年		月		日

確認欄 ※

**④専任の宅地建物取引士(専任宅建士)
の氏名変更**

(第四面)

2 | 6 | 0

受付番号

届出時の免許証番号

※ | | | | |

3 | 9 | (1) | 0 | 0 | 9 | 9 | 9 | 9

項番

30	事務所の別	1	1. 主たる事務所	2. 従たる事務所	※事務所コード		
	事務所の名称	本店					

◎専任の宅地建物取引士に関する事項

変更区分

41	変更年月日	R		0	3	年	1	0	月	0	1	日	2	1. 就退任
	登録番号	3	9		0	9	9	9	9	2				2. 氏名
	フリガナ	コウチ ジロウ												
	氏名	高知 次郎												
	生年月日	S12年 2月 2日												

↑	変更年月日	R		0	3	年	1	0	月	0	1	日	確認欄	
	変	登録番号	3	9		0	9	9	9	2				※
	更	フリガナ	タッケン ジロウ											
	前	氏名	宅建 次郎											

41	変更年月日			年			月			日	1	1. 就退任	
	登録番号												2. 氏名
	フリガナ												
	氏名												
	生年月日												

↑	変更年月日			年			月			日	確認欄			
	変	登録番号										※		
	更	フリガナ												
	前	氏名												

⑤事務所の移転(本店)

(第三面)

2 | 5 | 0

受付番号

届出時の免許証番号

※ | | | | |

3 | 9 | (1) | 0 | 0 | 9 | 9 | 9 | 9

項番

30	事務所の別	1	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	※事務所コード		
	事務所の名称	本店				

移転日 (登記日ではない)

変更区分

- 2
1. 新設・廃止
 2. 名称・所在

◎事務所に関する事項

31	変更年月日	R	0	3	年	1	0	月	0	1	日	
	事務所の別	1	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所		※事務所コード							
	事務所の名称	本店										
	郵便番号	7	8	0	8	5	7	0				
	所在地市区町村コード	3	9	2	0	1	4	高知	都道府県	高知	市郡区	区町村
	所在地	丸ノ内一丁目2番20号										
	電話番号	0	8	8	8	2	3	9	8	6	1	
従事する者の数	7											

登記どおりの住所を記載し、ビル名など追加または省略しないこと

変更年月日 R 0 3 年 1 0 月 0 1 日

変更前	事務所の名称	本店										
	所在地	高知市〇〇町〇丁目〇番〇号										

確認欄

※

◎政令第2条の2で定める使用人に関する事項

変更区分

-
1. 就退任
 2. 氏名

32	変更年月日			年			月			日	
	登録番号										
	フリガナ										
	氏名										
	生年月日										日

変更年月日 | | 年 | | 月 | | 日

変更前	登録番号										
	フリガナ										
	氏名										
	生年月日										日

確認欄

※

①専任の宅地建物取引士(専任宅建士)の変更

(第四面)

2 | 6 | 0

受付番号

届出時の免許証番号

※ | | | | |

3 | 9 | (1) | 0 | 0 | 9 | 9 | 9 | 9

項番

30	事務所の別	1	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	※事務所コード		
	事務所の名称	本店				

◎専任の宅地建物取引士に関する事項

変更区分

41	変更年月日	R		0 3	年		1 0	月		0 1	日	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 就退任 <input type="checkbox"/> 2. 氏名
	変更後	登録番号	3 9 0 9 9 9 9 2									
	フリガナ	コウチ ジロウ										
	氏名	高知 次郎										
	生年月日	S 1 2 年 2 月 2 日										

就任する人を「変更後に」、退任する人を「変更前」に記入

↑	変更年月日	R		0 3	年		1 0	月		0 1	日
	変更前	登録番号	3 9 0 9 9 9 9 7								
	フリガナ	タッケン スキオ									
	氏名	宅建 好夫									

確認欄

※

41	変更年月日			年			月			日	<input type="checkbox"/> 1. 就退任 <input type="checkbox"/> 2. 氏名	
	変更後	登録番号										
	フリガナ											
	氏名											
	生年月日	年 月 日										

↑	変更年月日			年			月			日	
	変更前	登録番号									
	フリガナ										
	氏名										

確認欄

※

⑧ 従たる事務所の新設
(第四面にも記載)

(第三面)

2 | 5 | 0

受付番号

届出時の免許証番号

※ | | | | |

3 | 9 | (1) | 0 | 0 | 9 | 9 | 9 | 9

項番

30	事務所の別	2	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	※事務所コード		
	事務所の名称	本町支店		従たる事務所の名称 支店登記している場合 ⇒ ○○支店 その他 ⇒ ○○店、○○営業所		

支店登記している場合のみ ○○支店

変更区分

1. 新設・廃止
2. 名称・所在

◎事務所に関する事項

31	変更年月日	R	0 3	年	1 0	月	0 1	日
	事務所の別	2	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所		※事務所コード			
	事務所の名称	本 町 支 店						
	郵便番号	7 8 0 - 0 0 3 6						
	所在地市区町村コード	3 9 2 0 1 4		高知 都道府県 高知 市郡区 区町村				
	所在地	本 町 ○ 丁 目 × 番 △ 号						
	電話番号	0 8 8 - ○ × △ - ○ × △ □						
従事する者の数	5							

支店登記の場合は登記簿謄本どおりの住所を記載し、ビル名など省略しないこと

変更前 変更年月日 | | | 年 | | | 月 | | | 日

変更前	事務所の名称							
	所在地							

記入不要

確認欄

※

◎政令第2条の2で定める使用人に関する事項

変更区分

1. 就退任
2. 氏名

32	変更年月日	R	0 3	年	1 0	月	0 1	日
	登録番号	3 9 - 0 9 9 9 9 5						
	フリガナ	コ ウ チ ハ ナ コ						
	氏名	高 知 花 子						
	生年月日	S	5 5	年	0 5	月	0 5	日

変更前 変更年月日 | | | 年 | | | 月 | | | 日

変更前	登録番号								
	フリガナ								
	氏名								
	生年月日			年			月		

記入不要

確認欄

※

2 | 6 | 0

受付番号

届出時の免許証番号

※ | | | | |

3 | 9 | (1) | 0 | 0 | 9 | 9 | 9 | 9

項番

30	事務所の別	2	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	※事務所コード		
	事務所の名称	本町支店				

第三面の事務所設置日と同日

◎専任の宅地建物取引士に関する事項

変更区分

41	変更年月日	R		0 3	年	1 0	月	0 1	日	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 就退任 <input type="checkbox"/> 2. 氏名
	登録番号	3 9		0 9 9 9 9 5						
	フリガナ	コチ ハコ								
	氏名	高知 花子								
	生年月日	S55年		5月	5日					

↑	変更年月日			年			月			日
	変	登録番号								確認欄 <input type="checkbox"/> ※
	更	フリガナ	記入不要							
	前	氏名								

41	変更年月日			年			月			日	変更区分 <input type="checkbox"/> 1. 就退任 <input type="checkbox"/> 2. 氏名
	変	登録番号									
	更	フリガナ									
	後	氏名									
	後	生年月日									

↑	変更年月日			年			月			日
	変	登録番号								確認欄 <input type="checkbox"/> ※
	更	フリガナ								
	前	氏名								

⑩専任の宅地建物取引士(専任宅建士)の登録移転に伴う変更

(第四面)

2 | 6 | 0

受付番号

届出時の免許証番号

※ | | | |

3 | 9 | (1) | 0 | 0 | 9 | 9 | 9 | 9

項番

30	事務所の別	1	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	※事務所コード		
	事務所の名称	本店				

◎専任の宅地建物取引士に関する事項

変更区分

41	変更年月日	R		0	3	年	1	0	月	0	1	日	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 就退任 <input type="checkbox"/> 2. 氏名	
	変更後	登録番号	3	9		0	9	9	9	9	1			
	フリガナ	コウチ イチロウ												
	氏名	高知 一郎												
	生年月日	S11年 1月 1日												

変更年月日	R		0	3	年	1	0	月	0	1	日	
変更前	登録番号	1	3		5	0	0	0	0	0		
フリガナ	コウチ イチロウ											
氏名	高知 一郎											

宅地建物取引士(宅建士)が登録移転した場合、自動的に業者名簿に反映しないため、変更届出が必要となります。

確認欄

※

41	変更年月日			年			月			日	<input type="checkbox"/> 1. 就退任 <input type="checkbox"/> 2. 氏名		
	変更後	登録番号											
	フリガナ												
	氏名												
	生年月日	年 月 日											

変更年月日			年			月			日		
変更前	登録番号										
フリガナ											
氏名											

確認欄

※

令和 3年10月15日

令

高知県知事 濱田 省司 様

変更事項のあった日から
30日以内に届出する

免許証番号 高知県知事(1) 第9999号
商号又は名称 株式会社高知県庁住宅
主たる事務所の 高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号
所 在 地

届出者

氏名(法人にあ
っては、代表者
の氏名) 高知 一郎
電 話 088-823-9861

宅地建物取引業者従業者変更届

宅地建物取引業法施行細則第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

氏名	生年月日	住 所	職務内容	変更年月日	従業者証明書番号	
退職 (転出)	川田太郎	S43.2.1	高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	営業	R3.10.1	120404
雇用 (転入)	森口 茂	S45.10.10	高知県高知市本町〇丁目×番△号	経理	R3.10.1	151007
備 考	本店分					

本店・支店がある場合は、どの店舗の従業者変更か分かるように備考欄に店舗名を記入してください。

*異動の場合は2枚必要になります。

例：本店からA支店に異動の場合

1枚目は本店分として、退職(転出)欄に必要事項記入

2枚目はA支店分として、雇用(転入)欄に必要事項記入

5 免許証書換え交付申請書

様式第三号の二（第四条の二関係）

(A4)

2 1 0

宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書

宅地建物取引業者免許証の記載事項に下記のとおり変更を生じたので、宅地建物取引業法施行規則第4条の2の規定により、宅地建物取引業者免許証の書換え交付を申請します。

申請日を記入

令和 3年 10月 15日

高知県知事 殿

申請者 商号又は名称 **株式会社高知県庁住宅**

〒(780-8570)

変更後の内容

主たる事務所の

所在地 **高知市丸ノ内一丁目2番20号**

氏名 **代表取締役 高知 一郎**

(法人にあつては、代表者の氏名)

電話番号 (088) 823-9861

ファクシミリ番号 (088) 823-2999

変更事項のあつた欄の事項のみ記入。

記入不要

受付番号

※ | | | | |

受付年月日

※ | | | | |

申請時の免許証番号

3 9 (1) 0 0 9 9 9 9

変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	変 更 年 月 日
(フリガナ) 商号又は名称	(カブシキガイシャコウケンチョウジユウタク) 株式会社高知県庁住宅	(カブシキガイシャケンチョウジユウタク) 株式会社県庁住宅	令和3年10月1日
(フリガナ) 代表者氏名			
主たる事務所の 所在地	高知市丸ノ内一丁目2番20号	高知市〇〇町〇丁目〇番〇号	令和3年10月1日

確認欄

免許証の書換え交付申請

- この申請は、①商号（名称）、②代表者氏名、③主たる事務所の所在地 のいずれかについて変更があつた場合に、新たな事項に書換えた免許証を交付するために必要。（施行規則第4条の2）
- 変更届と併せて、書換え交付申請書の正本1部を提出してください。

6 免許証再交付申請書

様式第三号の三（第四条の三関係）

(A4)

2 2 0

宅地建物取引業者免許証再交付申請書

宅地建物取引業法施行規則第4条の3の規定により、下記のとおり宅地建物取引業者免許証の再交付を申請します。

申請日を記入

令和〇年 〇月 〇日

高知県知事 殿

申請者 商号又は名称 株式会社高知県庁住宅

郵便番号 (780-8570)
主たる事務所の所在地 高知市丸ノ内一丁目2番20号

氏名 代表取締役 高知 一郎
(法人にあつては、代表者の氏名)
電話番号 (088) 823-9861
ファクシミリ番号 (088) 823-2999

受付番号

受付年月日

申請時の免許証番号

.....

.....

3 9 (1) 0 0 9 9 9 9

(フリガナ) 商号又は名称	(カブシキガイシャコウチケンチュウジユウタク) 株式会社高知県庁住宅
(フリガナ) 代表者氏名	(コウチ イチロウ) 高知 一郎
主たる事務所の所在地	高知市丸ノ内一丁目2番20号
再交付を申請する理由	①. 亡失 2. 滅失 3. 汚損 4. 破損 本店清掃の際に、紛失いたしました。 後日発見した時には速やかに返納するとともに、今後このようなことがないように十分注意します。

確認欄

備考

- 「再交付を申請する理由」の欄は、該当するものを○印で囲み、具体的な理由を記すこと。
- 汚損又は破損を理由に申請する場合は、その汚損し、又は破損した免許証を添えること。

7 廃業等申出書

宅建業者が次の事由に該当することになった場合には、「廃業等届出書」を提出することが必要です（宅建業法第11条）。

- ①死亡（個人免許）
 - ②合併による消滅（法人免許）
 - ③破産（法人又は個人免許）
 - ④合併及び破産以外での解散（法人免許）
 - ⑤宅建業の廃止（法人又は個人免許）
- ◇ 届出は、届出事由の発生日から30日以内に行うこととなっています。なお個人免許業者が死亡した場合での届出は、相続人がその事実を知った日から30日以内となっています。
- ◇ 免許の効力は、上記①及び②の事由の場合は事実の発生日に、その他の事由の場合は届出をした日に失効します。
- ◇ **一度届出され失効した免許は、いかなる理由があっても効力は戻りません。**

必 要 書 類

- 「廃業等届出書」 正本 1部
- 添付書類
 - ・ 免許証原本（紛失の場合は「発見しだい返納する」旨の始末書）
 - ・ その他届出事由、届出者の確認ができるもの（下表参照）

【法人業者】

廃業の理由	廃業日 (免許失効日)	届出人	添付書類 (免許証原本の他)
合併による消滅	合併による解散日	代表する役員であった者 (元代表役員)	消滅した会社の閉鎖謄本（閉鎖事項全部証明書） ※消滅日が載ったもの
破産	届出日	破産管財人	破産管財人の証明書 ・ 裁判所が発行する。 ・ 破産開始手続き日時が載ったもの (載っていない場合、破産宣告書のコピーを添付)
合併及び破産以外での解散	届出日	清算人	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) ※解散日が載ったもの
廃止	届出日	法人代表者	—————

【個人業者】

廃業の理由	廃業日 (免許失効日)	届出人	添付書類 (免許証原本の他)
死亡	死亡日	相続人	戸籍謄本 (死亡及び相続(配偶者・親子関係) が載ったもの)
破産	届出日	破産管財人	破産管財人の証明書 ・裁判所が発行する。 ・破産開始手続き日時が載ったもの (載っていない場合は破産宣告書の コピーを添付)
廃止	届出日	免許を受けた者	—————

廃業届記載例

① 死亡（個人免許）

様式第三号の五（第五条の五関係）

(A4)

2 7 0

廃業等届出書

宅地建物取引業法第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

届出日を記入。

令和〇〇年 〇月 〇日

高知県知事殿

届出者 住所 高知市〇町〇丁目〇番〇号
氏名 高知 宅子

相続人の「住所」、「氏名」記入。

受付番号

※ | | | | |

受付年月日

※ | | | | |

届出時の免許証番号

3 9 (1) 0 0 〇 × △ □

届出の理由	①. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産 4. 解散 5. 廃止
商号又は名称	株式会社高知県庁住宅
氏名 (法人にあっては、 代表者の氏名)	代表者 高知 一郎
主たる事務所の所在地	高知市丸ノ内一丁目2番20号
届出事由の生じた日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
宅地建物取引業者と 届出人との関係	①. 相続人 2. 元代表役員 3. 破産管財人 4. 清算人 5. 本人

免許されている内容を記入する。

死亡した日を記入

確認欄

※

【備考】添付書類

(1) 宅地建物取引業者免許証

(2) 死亡及び相続人が確認できる戸籍謄本（全部事項証明書）の原本

※宅地建物取引士（宅建士）登録の死亡等届出書を同時に届出する場合、原本照合したコピー

一の添付で可。

② 合併による消滅（法人免許）

様式第三号の五（第五条の五関係）

(A4)

2 7 0

廃業等届出書

宅地建物取引業法第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

届出日を記入。

令和〇〇年 〇月 〇日

高知県知事 殿

届出者 住所 高知市丸ノ内一丁目2番20号
氏名 高知 一郎

消滅した会社の元代表役員であった者の「住所」、「氏名」を記入。

受付番号

※ | | | | |

受付年月日

※ | | | | |

届出時の免許証番号

3 9 (1) 0 0 9 9 9 9

届出の理由	1. 死亡 ② 合併による消滅 3. 破産	免許されている内容を記入する。 ※ただし、廃業等届出提出時点で、左記3項目が変更になっている場合、添付された「商業登記簿謄本」により、届出事項を変更するので、変更後の内容を記入する。
商号又は名称	株式会社高知県庁住宅	
氏名 (法人にあつては、代表者の氏名)	代表取締役 高知 一郎	
主たる事務所の所在地	高知市丸ノ内一丁目2番20号	
届出事由の生じた日	令和 〇 年 〇 月 〇 日	
宅地建物取引業者と届出人との関係	1. 相続人 ② 元代表役員 3. 破産管財人 4. 清算人 5. 本人 解散した日を記入。	確認欄 ※

【備考】添付書類

- (1) 宅地建物取引業者免許証
- (2) 商業登記簿謄本（閉鎖事項全部証明書）

③ 破産（法人又は個人免許）

様式第三号の五（第五条の五関係）

(A4)

270

廃業等届出書

宅地建物取引業法第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

届出日を記入

令和〇〇年 〇月 〇日

高知県知事殿

届出者 住所 高知市本町〇丁目〇番

氏名 破産者 株式会社高知県庁住宅
破産管財人 弁護士 田中 護

破産管財人の「事務所所在地」、「破産者名」、「破産管財人名」を記入。

受付番号

受付年月日

届出時の免許証番号

※ | | | | |

※ | | | | |

39 (1) 009999

届出の理由	1. 死亡 2. 合併による消滅 ③ 破産 4.
商号又は名称	株式会社高知県庁住宅
氏名 (法人にあっては、 代表者の氏名)	代表取締役 高知 一郎
主たる事務所の所在地	高知市丸ノ内一丁目2番20号
届出事由の生じた日	令和 〇〇 年 〇 月 〇 日
宅地建物取引業者と 届出人との関係	1. 相続人 2. 元代表役員 ③ 破産管財人 4. 清算人 5. 本人

免許されている内容を記入する。

※ただし、廃業等届出提出時点で、左記3項目が変更になっている場合、添付された「商業登記簿謄本」により登録事項を変更するので、変更後の内容を記入。

破産開始手続き日を記入。

確認欄

※

【備考】添付書類

(1) 宅地建物取引業者免許証

(2) 裁判所が破産管財人に交付するその選任を証する書面（破産管財人証明書に破産手続開始日が明記されていない場合は、「破産手続開始等の通知書」のコピーを添付。

※廃業等届出時に、宅建業の未届事項がある場合は、商業登記簿謄本を添付。

④ 合併及び破産以外での解散（法人免許）

様式第三号の五（第五条の五関係）

(A4)

270

廃業等届出書

宅地建物取引業法第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

届出日を記入。

令和〇〇年 〇月 〇日

高知県知事 殿

届出者 住所
氏名 高知市丸ノ内一丁目2番20号
株式会社 高知県庁住宅
代表清算人 高知 一郎

清算人の「所在地」、「解散した法人名」、「清算人」名を記入。

受付番号

受付年月日

届出時の免許証番号

※ | | | | |

※ | | | | |

3 9 (1) 0 0 9 9 9 9

届出の理由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産 ④. 解散 5.
商号又は名称	株式会社高知県庁住宅
氏名 (法人にあっては、 代表者の氏名)	高知 一郎
主たる事務所の所在地	高知市丸ノ内一丁目2番20号
届出事由の生じた日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
宅地建物取引業者と 届出人との関係	1. 相... 法人の解散日を記入。商業登記簿 簿本と必ず突合すること。 ④. 清算人

免許されている内容を記入するが、代表者は氏名のみ記入（肩書きは不要）。
※ただし、廃業等届出提出時点で、左記3項目が変更になっている場合、添付された「商業登記簿本」により、届出事項を変更するので、変更後の内容を記入する。

【備考】添付書類

- (1) 宅地建物取引業者免許証
- (2) 商業登記簿本（解散したことがわかるもの）

⑤ 廃止（個人免許又は法人免許）

様式第三号の五（第五条の五関係）

(A4)

2 7 0

廃業等届出書

宅地建物取引業法第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

届出日を記入。

令和〇〇年 〇月 〇日

高知県知事 殿

個人免許：免許を受けた者が届出する。

「事務所所在地」又は「自宅住所」「代表者名」を記入。

法人免許：「本店所在地」と「法人名」と「代表者名」を記入。

住所
氏名

高知市丸ノ内一丁目2番20
株式会社高知県庁住宅
代表取締役 高知 一郎

受付番号

受付年月日

届出時の免許証番号

※

※

3 9 (1) 0 0 9 9 9 9

届出の理由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産 4. 解散 ⑤. 廃止
商号又は名称	株式会社高知県庁住宅
氏名 (法人にあっては、 代表者の氏名)	代表取締役 高知 一郎
主たる事務所の所在地	高知市丸ノ内一丁目2番20号
届出事由の生じた日	届出日を記入。 令和〇〇年 〇月 〇日
宅地建物取引業者と 届出人との関係	1. 相続人 2. 元代表役員 3. 破産管財人 4. 身元保証人 ⑤. 本人

廃業等届出時の状況を記入する。法人免許の場合で、左記3項目が変更になっている場合、「商業登記簿謄本」を添付し、変更後の内容を記入する。

確認欄

※

【備考】添付書類

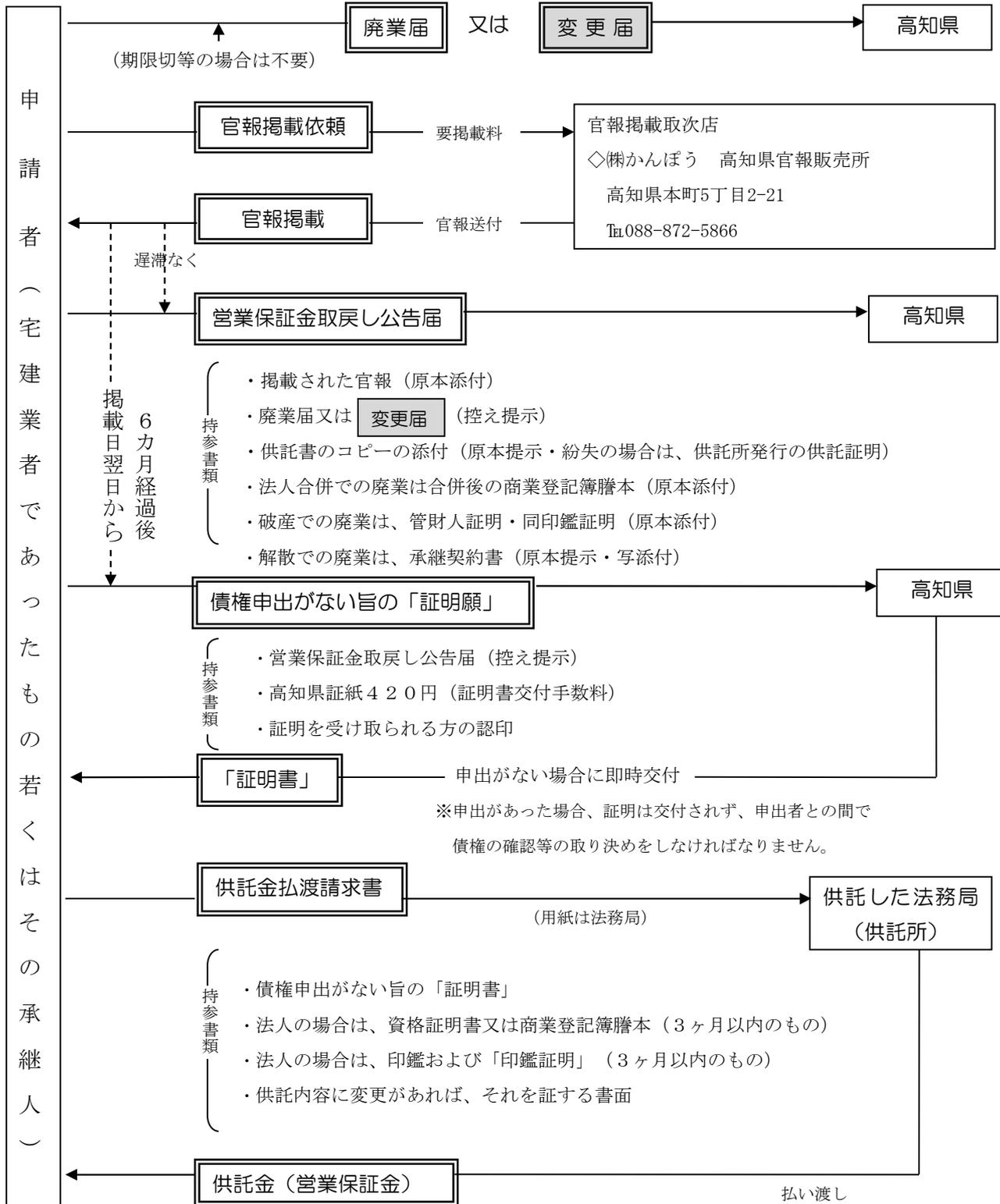
- (1) 宅地建物取引業者免許証
- (2) 商業登記簿謄本

8 営業保証金の取戻し

(1) 概要及び注意事項

◎ 「廃業・期限切れ失効・免許取消」及び「従たる事務所の廃止」の場合、以下の手続きにより営業保証金が取戻しできます。（ 内は「従たる事務所の廃止」の場合）

◎ 保証協会に加入されている方は、弁済業務保証金分担金が取戻せませんが、各協会への手続きとなりますので、直接お問い合わせください。



※払渡請求の詳細は「法務局」にお問い合わせください。

営業保証金取戻し公告届 記載例

営業保証金取戻し公告届

届出日を記入

令和〇〇年 〇月 〇日

高知県知事 様

届出者に応じて、記入する。

届出者 住所 高知市丸ノ内一丁目2番20号
株式会社高知県庁住宅
氏名 代表取締役 高知 一郎

宅地建物取引業者営業保証金規則第7条 **第1項**の規定により官報に別紙のとおり
第2項

り営業保証金取戻し公告をしましたから、同条第3項の規定により届け出ます。

最終の免許状況を記入

届出者と供託者との関係		① 本人 2 相続人 3 清算人 4 破産管財人 5 その他 ()			
供託者	免許証番号	高知県知事 (1) 第 9999 号			
	商号又は名称	株式会社高知県庁住宅			
	氏名 (法人にあっては代表者の氏名)	代表取締役 高知 一郎			
	主たる事務所の所在地	高知市丸ノ内一丁目2番20号			
取戻しをしようとする 営業保証金の額		10,000,000 円			
取戻し の 原因	1 免許の失効又は取消し	失効又は 取消し日	令和 〇 年 〇 月 〇 日		
	失効日等は、廃業理由等により異なるので注意！期間満了失効は満了日の翌日が、免許失効日となります。	事務所名称			
		所在地			
	廃止日	令和 年 月 日			
官報公告		(号外) 令和 〇年 〇月 〇日付け第 30号 50ページ			

届出者の事務担当者

高知 次郎

連絡先電話 088(823)9861

B 従たる事務所を廃止した場合

様式第6号（第16条関係）の抜粋

	主たる事務所の所在地		
	取戻しをしようとする 営業保証金の額	5,000,000 円	
取 戻 し の 原 因	1 免許の失効又は取消し	失効又は 取消し日	令和 年 月 日
	2 一部の事務所廃止	事務所名称	本 町 支 店
		所 在 地	高知市本町○丁目×番△号
		廃 止 日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
	官 報 公 告	(号外) 令和 ○年 ○月 ○日付け第 28号 60ページ	

債権の申出がなかった旨の「証明願」記載例

証 明 願

願出日を記入。
令和〇〇年 〇月 〇日

高知県知事 様

願出者
住所 高知市丸ノ内1丁目2番20号
株式会社高知県庁住宅
代表取締役 高知 一郎

氏名 代表取締役 高知 一郎

宅地建物取引業者営業保証金規則第8条 第1項
第2項の規定により同令第8条第1項又は第2項の

規定による公告に定める期間内に同条第1項第3号又は第2項第3号に規定する申出書の提出が

なかった ことについて証明を願います。

願出者と供託者との関係 1 本人 2 相続人 3 清算人 4 破産管財人
5 その他 ()

供託者	免許証番号	高知県知事 (1) 第 9999 号	
	商号又は名称	株式会社高知県庁住宅	
	氏名 <small>(法人の代表にあつては代表者の氏名)</small>	代表取締役 高知 一郎	
	主たる事務所の所在地	高知市丸ノ内一丁目2番20号	
取戻しをしようとする 営業保証金の額		10,000,000 円	
取戻し の 原因	1. 免許の失効又は取消し	失効又は取消し日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
	2. 一部の事務所廃止	事務所名称	
		所在地	
	廃止日	令和 年 月 日	
官報公告		号外 令和 〇 年 〇 月 〇 日付け 第 30 号 50 ページ	

※公告届と同じ内容

高住宅第 号

上記についての宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第1項第3号又は第2項第3号に規定する

申出書の提出が なかった ことを証明します。

申出に係る債権の総額 ****円

令和 年 月 日

高知県知事 印

願出者は記入不要です。受付後に高知県が証明書として、発行する部分です。

B 従たる事務所を廃止した場合

様式第7号（第17条関係）の抜粋

	主たる事務所の所在地		
	取戻しをしようとする 営業保証金の額	5,000,000 円	
取 戻 し の 原 因	1 免許の失効又は取消し	<small>失効又は</small> 廃止した従たる事務所を記入。 年 月 日	
	2 一部の事務所廃止	事務所名称	本町支店
		所在地	高知市本町〇丁目×番△号
		廃止日	令和 〇年 〇月 〇日
	官報公告	令和 〇年 〇月 〇日付け第 ^{号外} 28号 60ページ	

9 大臣免許の申請

(1) 概要及び注意事項

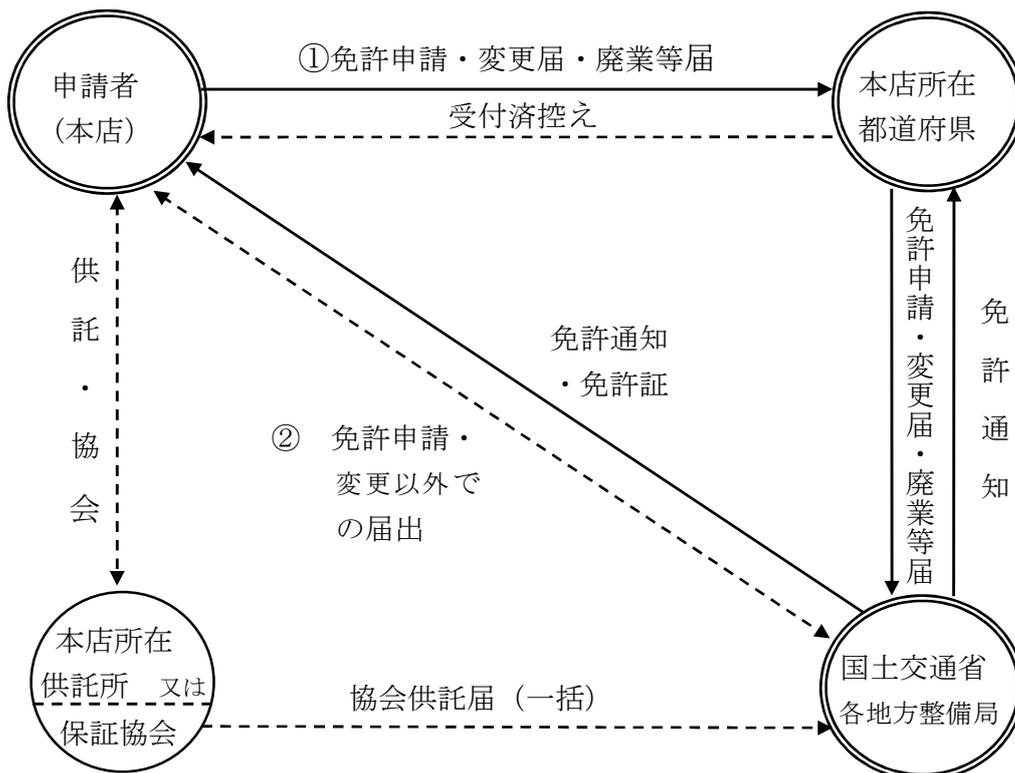
申請や届出については、「提出先」及び「申請手数料」以外は知事免許での申請と基本的に変わる点はありません（専任の宅地建物取引士（専任宅建士）の専任性確認書類等一部を除く）。ただし、免許権者が国土交通大臣であることと、他の都道府県に事務所があることで、受付後の書類の流れが少し複雑になりますので、注意してください。

提出書類	図	提出部数	提出先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 免許申請書（新規・更新） ・ 変更届出書 ・ 廃業等届出書 	①	正本 1 部 副本 2 部	本店（主たる事務所）が所在する都道府県の窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業保証金供託済届出書 ・ 免許証再交付・書換え交付申請書 ・ 営業保証金取戻し公告届 ・ " 証明願 	②	正本 1 部 副本 1 部 （返信用封筒・350 円切手）	国土交通省の窓口 ※高知本店なら四国地方整備局 ※郵送可。ただし供託済届出書など、一部郵送不可の申請等もありますので、詳細は各地方整備局に照会のこと

【申請手数料】 「免許申請書」提出時に必要

- ◎ 新規免許（免許換え新規（知事⇒大臣）を含む）申請の場合
 国税収納を取扱う金融機関にて、高知税務署あて登録免許税として 90,000 円を納付し、その領収書原本を免許申請書（第五面）に添付
- ◎ 更新免許申請の場合
 収入印紙 33,000 円（消印はしない）

(2) 書類の流れ



10 免許換えの手続き

(1) 免許換えとは

国土交通大臣又は都道府県知事の免許を受けて宅建業を営む方が、事務所の新設、移転、廃止で以下の事由により、引き続き切れ目なく宅建業を営もうとする場合は、現在免許を受けている免許権者から他の免許権者に免許の変更の手続きが必要となります。

この手続きにより、免許を変更することを「免許換え」と言います。

現免許の区分	予定される事由	免許換え後の区分
国土交通大臣	事務所の廃止・移転により一の都道府県のみに事務所を有することになる	廃止・移転後の事務所が所在する都道府県知事
都道府県知事	事務所の移転により他の一の都道府県のみにも事務所を有することになる	移転後の事務所が所在する都道府県知事
都道府県知事	事務所の新設により二以上の都道府県に事務所を有することになる	国土交通大臣

なお、免許換えにより新たに免許を受けた場合は、現在の免許は自動的に失効します。

手続きは、現に受けている免許の有効期間内に、免許を受けようとする都道府県へ申請しなければなりません（宅建業法第7条）。

(2) 免許換え申請の手続きの概要

高知県知事 ⇒ 他の都道府県知事	他の都道府県知事 ⇒ 高知県知事
<ul style="list-style-type: none"> ・ 移転などに伴う事務所や人的要件の確定 ・ 申請書などの作成 <li style="text-align: center;">↓ ・ 高知県窓口へ提出 事務所移転に係る変更届 ・ 移転先の都道府県窓口へ申請書提出 <li style="margin-left: 20px;">┌ 免許申請書（正・副各1部） <li style="margin-left: 20px;">└ 移転先都道府県の手数料証紙 <li style="text-align: center;">↓ ・ 移転先の都道府県での審査 ・ 申請者へ免許の通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移転などに伴う事務所や人的要件の確定 ・ 申請書などの作成 <li style="text-align: center;">↓ ・ 移転元の都道府県窓口へ提出 事務所移転に係る変更届 ・ 高知県窓口へ申請書提出 <li style="margin-left: 20px;">┌ 免許申請書（正・副各1部） <li style="margin-left: 20px;">└ 高知県の手数料証紙 <li style="text-align: center;">↓ ・ 高知県での審査 ・ 申請者へ免許の通知

高知県知事 ⇒ 国土交通大臣	国土交通大臣 ⇒ 高知県知事
<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗増などに伴う事務所や人的要件の確定 ・ 申請書などの作成 <li style="text-align: center;">↓ ・ 高知県に申請書提出 <li style="margin-left: 20px;">┌ 免許申請書（正本1部・副本各2部） <li style="margin-left: 20px;">└ 納付済登録免許税納付書 <li style="margin-left: 20px;">└ 役員等に変更があれば変更届 <li style="text-align: center;">↓ ・ 審査後、国土交通省(各地方整備局)に送付 <li style="text-align: center;">↓ ・ 国土交通省での審査 <li style="text-align: center;">↓ ・ 申請者に通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗減などに伴う事務所や人的要件の確定 ・ 申請書などの作成 <li style="text-align: center;">↓ ・ 高知県窓口へ申請書提出 <li style="margin-left: 20px;">┌ 免許申請書（正・副各1部） <li style="margin-left: 20px;">└ 高知県の手数料証紙 <li style="margin-left: 20px;">└ 事務所減等に係る変更届 <li style="text-align: center;">↓ ・ 国土交通省(各地方整備局)に送付 <li style="text-align: center;">↓ ・ 高知県に返答 ・ 高知県での審査 ・ 免許の通知

※・審査期間はそれぞれの免許権者で、標準処理期間が若干異なります。

・免許換えの手続きの詳細については、事前に窓口で確認してください。

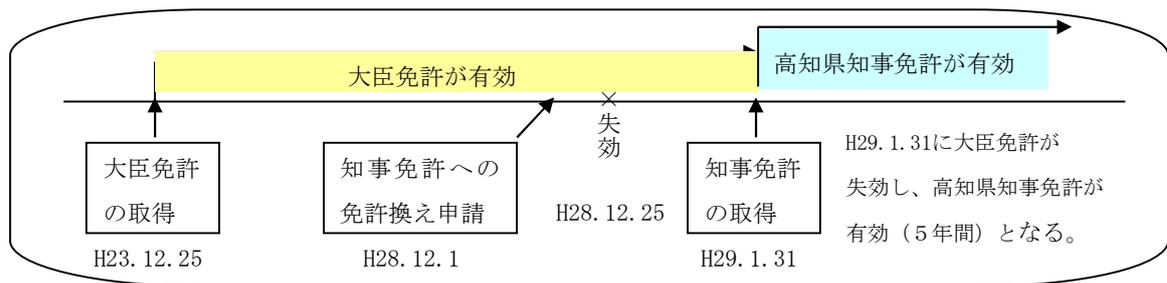
(3) 免許換えに伴う営業保証金等

免許換えにより、新たに免許を取得することで、現に供託している営業保証金や弁済業務保証金分担金は、下記の取扱いとなります。

現免許	免許換え後	営業保証金の供託等	
都道府県知事	国土交通大臣	保証金供託	本店の所在地を管轄する供託所に追加供託
		協会分担金	弁済業務保証金分担金の追加納付
都道府県知事	他の 都道府県知事	保証金供託	「金銭のみ」の供託の場合は、現供託所に移転後の供託所への保管換えを請求する
			「有価証券のみ」又は「有価証券と現金」で供託している場合は、移転後の供託所に新たに供託後、前の供託所に取戻し手続きを行う（公告は不要）。
		協会分担金	（各保証協会に確認のこと）
国土交通大臣	都道府県知事	保証金供託	現供託所に、廃止等店舗分を取戻し（公告は必要）
		協会分担金	（各保証協会に確認のこと）

(4) 免許換え申請に際しての注意事項

- ① 申請書類については、「新規」免許申請と同様です。ただし「宅建業経歴書—添付書類(1)」には、現免許時での業績を記入する必要があります。
- ② 免許換え後の免許証番号は新しい番号となり、()内の更新数字も「1」となります。なお、免許換え後の免許有効期間は5年です。
- ③ 免許換えが完了しましたら、従前の免許は自動的に失効しますので、廃業届を提出する必要はありません。
- ④ 免許換え審査期間中に免許の有効期間が切れても、免許期限が審査期間中延長されたものとみなされます。



- ⑤ 免許審査期間中に既存の免許の有効期間が経過し、他都道府県や大臣で免許拒否となった場合、高知県知事免許の更新はできず、免許は失効します。
- ⑥ 申請手数料は、大臣免許は登録免許税90,000円、各都道府県知事免許（東京都以外）は各都道府県証紙33,000円となります（東京都は、東京都都市整備局住宅政策推進部不動産課内の「手数料等収納機」から33,000円を購入します）。
- ⑦ 免許審査期間中は移転先の事務所は宅建法上の「事務所等」には該当しません。したがって、審査期間中に移転先の事務所にて契約をした場合、クーリング・オフ制度の適用対象となりますのでご注意ください。

免許換え申請書の記載例

様式第一号 (第一条関係)

(A4)

1 | 1 | 0

免許申請書

(第一面)

宅地建物取引業法第4条第1項の規定により、同法第3条第1項の免許を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

申請日を記入。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

高知県知事 殿

申請者 商号又は名称 **株式会社高知県庁住宅**
郵便番号 (**780-8570**)

免許換え申請は有効期限までしかできない。失効後は「新規」申請となる。

主たる事務所の所在地 **高知市丸ノ内一丁目2番20号**
氏名 **代表取締役 高知 一郎**
(法人にあつては、代表者の氏名)
電話番号 (**088**) **823-9861**
ファクシミリ番号 (**088**) **823-2999**

免許換えを申請する「免許権者コード」を記入。

(例) 高知県=39
大臣=00

受付年月日 申請時の免許証番号
※ **00** (**1**) **008888**
(有効期間：平成〇〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日)

免許の

- 種類
- 新規
 - 免許換え新規
 - 更新

2

免許換え後の

免許権者コード

→ **39**

※免許証番号 国土交通大臣 () 第 号
※免許年月日 現在、免許されている状況を記入すること
※有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

項番 ◎ 商号又は名称

11 フリガナ **カフ シキカ イシャコウチケンチョウシ ュウタク** 法人・個人の別 **1** 1. 法人 2. 個人
商号又は名称 **株式会社高知県庁住宅**

確認欄

※

◎ 代表者又は個人に関する事項

個人免許業者は不要

12 役名コード **01** 登録番号 **39-0999991**
フリガナ **コウチ イチロウ**
氏名 **高知 一郎**
生年月日 **S-11** 年 **01** 月 **01** 日 姓と名は一文字空ける

確認欄

※

◎ 宅地建物取引業以外に行っている事業がある場合にはその種類

◎ 所属している不動産業関係業界団体がある場合にはその名称

13 兼業コード **05** **11** **建設業** **不動産賃貸業**
所属団体コード **04** **05** **50** **なし**
(公社)高知県宅地建物取引業協会 (加入: H〇年〇月〇日)
(公社)全日本不動産協会 (加入: H〇年〇月〇日)
(加入: 年 月 日)

確認欄

※

◎ 資本 **10000** 16ページのコード表参照

億 千 百 十 万 千
万 万 万

免許換え申請時に所属している団体のいずれかを記入

免許申請書（第二面～第四面）の記入例は、新規申請と同様です。
詳細については、新規免許申請書の記入例を参照してください。

（第五面）

登録免許税納付書・領収証書、収入印紙又は証紙はり付け欄

（消印しないでください）

◆高知県知事免許に免許換えを申請する場合

33,000円分の高知県証紙を添付

◆他都道府県知事に免許換えを申請する場合

33,000円分の各都道府県証紙を添付

※東京都は手数料等収納機で33,000円分の手数料シールを購入し添付

◆国土交通大臣免許に免許換えを申請する場合

国税収納を取扱う金融機関にて、高知税務署あて登録免許税として

90,000円を納付し、その領収書原本を貼付すること。

11 宅建業法第50条第2項の届出書 (事務所以外の案内所等の届出について)

概要

1 「事務所以外の案内所」(以下、「案内所等」という。)等の概要

宅建業者は、免許された事務所以外で宅地建物について「売買・交換」「売買、交換、賃貸の代理・媒介」の業務での「契約の締結」「契約の申込み・予約・登録等」を行う場合は、あらかじめその場所について免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及びその所在地のある都道府県知事に届け出る必要があります。

(1) 業務を行う場所

- ① 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、「事務所以外の場所」
- ② 一団の宅地建物の分譲について、案内所を設置して行う場合は、「その案内所」
- ③ 他の宅建業者が行う一団の宅地建物の分譲を代理又は媒介のため、案内所を設置して行う場合は、「その案内所」
- ④ 業務に関し展示会その他これに類する催しをする場合は、「その催し場所」

※ これらの上記業務については、**特定の宅地建物の取引を対象としたもの**であり、この宅建業法第50条2項の届出は不特定の宅地建物での一般的な業務は対象とならず、認められません。この場合は「従たる事務所」の位置付けとなり、事務所新設の変更届が必要です。

なお、単なる「案内・広告・宣伝」のみの業務については届出を要しません。

※ 上記②③の場合、「一団」とは、「10区画以上の一団の宅地又は10戸以上の一団の建物」が対象であり、10区画に満たない場合には届出を要しません。

(2) 届出事項

- ①所在地 ②業務内容 ③業務期間 ④配置される専任の宅地建物取引士

(3) 提出書類

- ①宅建業法第50条第2項による業務場所等の「届出書」(様式第12号)

※業務場所及び物件の場所を示した「案内図」は高知県内の場合は省略可。

(4) 届出の時期

当該業務場所で業務を開始する日の「**10日前まで**」に届出なければなりません。

※この届出にかかる「**10日前までに届出**」の取扱いについては、「案内所等」として営業する**予定日と届出日との間に「中10日間」以上あけなければなりません。**

<事例>

案内所等の営業を予定している日が10月30日の場合、10月19日以前に届出をする必要があります。

(5) 届出先・提出部数

当該業務場所の所在する都道府県知事に提出します。

ただし、免許権者と所在地の都道府県が異なる場合は、免許権者に対しても所在地の都道府県知事を経由して提出します。

- | | | |
|---------------------|-------|------------------|
| ◇免許権者と所在地の都道府県が同じ場合 | 正・副本 | 各1部 |
| ◇ | 異なる場合 | <u>正本2部・副本1部</u> |

2 届出の注意事項

(1) 専任の宅地建物取引士（専任宅建士）の設置

案内所等で業務を行う場合は、専任の宅地建物取引士（専任宅建士）を1名配置する必要があります。

①複数の業者が、同一物件について同一場所で共同して業務を行う場合は、いずれかの業者が1名を配置すれば要件を満たします。ただし、届出はそれぞれで行います。

②不動産フェア等での催しで複数の業者が、それぞれ異なる物件を取り扱う場合は、各業者ごとに配置する必要があります。

③「週末のみの営業」などの場合も、専任の宅地建物取引士（専任宅建士）の配置は必要です。

(2) 業務期間

業務の期間は最長1年間です。

(3) 契約の申込みについて

「契約の申込み」とは、契約の意思を表示することをいい、物件購入のための抽選の申し込み等、金銭の受け渡しを伴わないものも含まれます。

(4) 既に届け出た業務場所に係る新たな届出の取扱い

届出済の業務場所について変更事項が生じた場合は、同一様式にて変更のない部分も含めて記入し届出てください。

◇「業務を行う期間」を延長する場合。→新規又は変更

◇「業務の種別」又は「業務の態様」を変更する場合。→変更

◇ 専任の宅地建物取引士（専任宅建士）を変更する場合。→変更

◇「取り扱う宅地建物の内容等」の欄のうち、所在地の変更。→変更

※ 以下の変更については届出を要しません。

- ・「取り扱う宅地建物の内容等」のうち、「所在地」以外の項目の変更
(ただし、「所在地」の住居表示のみの変更については、届出は不要)
- ・届出業者の代表者のみの変更

※ 上記のうち「業務を行う期間」を延長する場合、対象となる物件が同一で変更後の業務を行う期間を含め1年以内の場合は変更届として取り扱います。

なお、変更後の業務を行う期間を含め1年を超える場合は、新規の届出として取り扱います。

※ 業務を行う期間が1年を超える場合、同じ場所で、同じ業務内容であれば、10区画（戸）以下であっても、新規で受け付けすることは可能です。ただし、当初の控えの添付が必要です。

※ 変更届出の場合、同一様式で変更のない部分を含めて記入して届出します。また、変更があった事項には、上段に（ ）で既に届出している事項を記入するなど、変更前と変更後の内容を二段書きにして届出してください。

宅建業法第50条第2項の届出書 記載例

様式第十二号（第十九条関係）

(A4)

届 出 書

宅地建物取引業法第50条第2項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。

代表者又は、当該届出に係る
場所が属する事務所の代表者

届出日を記入

令和 ○○年 ○○月 ○○日

高 知 県 知 事 殿

仮称では受付できません。
TELも必ず記入のこと。

商号又は名称 株式会社高知県庁住宅
免許証番号 高知県 知事（ 1 ）第 9999 号
代表者氏名 代表取締役 高知 一郎

1 所在地	届出の対象となる案内所 展示会等の場所	名称	愛宕展示場	
		所在地	高知市愛宕町○丁目×番△号 電話番号 088-○○○-××××	
2 業務	業務の種類別	(1) 売買 (2) 交換 (3) 代理 (4) 媒介		
	業務の態様	(1) 契約の締結 (2) 契約の申込みの受理		
業務 の内容 の内容等	取り扱う 宅地建物 の種類	売主である宅地建物取引 業者の商号又は名称等	(商号又は名称) (株) 国交省住宅 国土交通大臣 (1) 第9999号	
	の内容等	名称	高知タウン	
		所在地	高知市愛宕町○丁目×番△号	
		宅地	区画	敷地面積の合計
		戸建住宅	50 戸	延べ面積の合計 10,000 m ²
		区分所有建物	戸	延べ面積の合計 m ²
令和 ○○年 ○○月 ○○日 から 令和 ○○年 ○○月 ○○日 まで				
4 専任の宅地建物取 引士に関する事項	氏 名	宅 建 良 子 国 土 太 郎 (株)国交省住宅 国土交通大臣 (1) 第9999号		
	登録番号	届出者に属する宅地建物取引士（宅 建士）でない場合は、氏名の下に () 書きで所属業者の商号及び 免許証番号を記入		

業務を開始する日の「10
日前まで」に提出しければ
なりません。なお、**重要**
最長1年以内です。

物件の
概要を
記載

- ・届出をしようとする者が売主の場合は、その者を記載、また、共同で売主となる者がある場合は連名で記載
- ・届出をしようとする者が代理又は媒介しようとする者の場合は、取り扱う物件の売主業者について記載

② 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で事務所以外のもの

様式第十二号（第十九条関係）

(A4)

届 出 書

宅地建物取引業法第50条第2項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。

届出日を記入

令和 ○○年 ○○月 ○○日

高 知 県 知 事 殿

商号又は名称 株式会社高知県庁住宅

免許証番号 高知県 知事（ 1 ）第 9999 号

代表者氏名 代表取締役 高知 一郎

1 所在地	届出の対象となる案内所 展示会等の場所		名 称	愛宕案内センター	
			所在地	高知市愛宕町○丁目×番△号 電話番号 088-○○○-××××	
2	業 務 の 種 別		(1) 売買 (2) 交換 (3) 代理 (4) 媒介		
	業 務 の 態 様		(1) 契約の締結 (2) 契約の申込みの受理		
業 務 の 宅 地 建 物 の 取 り 扱 う	取り扱う 宅地建物		売主である宅地建物取引 業者の商号又は名称等	(商号又は名称) (株) 高知県庁住宅 高知県 知事（1）第9999号	
			名 称	愛宕ニュータウン	
			在 地	高知市愛宕町○丁目×番△号	
			地	50 区画 敷地面積の合計 15,000 m ²	
			建 住 宅	戸 延べ面積の合計 m ²	
			分所有建物	戸 延べ面積の合計 m ²	
3 業務を行う期間			令和 ○○年 ○○月 ○○日 から 令和 ○○年 ○○月 ○○日 まで		
4 専任の宅地建物取 引士に関する事項			氏 名		登 録 番 号
			宅 建 良 子		(39) 009000

業務を開始する日の「10日前
まで」に提出しなければなりません。期間は最長1年以内。
⇒「特定のプロジェクト」を実施するような施設と考えられます。

【参考】

- 不特定の宅地建物を取り扱う場合は、広告宣伝のみの業務しかできない（届出は不要）。
- 当該場所において契約等を行う場合は、届出場所に属する事務所の長が行う。（代表権が与えられている者が置かれているような場合は、事務所として取り扱うことになる。具体的には、特定の物件の案内、申込み等を行う場所や、特定のプロジェクトを実施するための現地出張所等がこれに該当します。）
- 標識掲示：業者票（様式第10号） ○クーリング・オフ：適用除外

③ 一団の宅地建物の分譲を案内所を設置して行う場合の案内所

様式第十二号（第十九条関係）

(A4)

届 出 書

宅地建物取引業法第50条第2項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。

届出日を記入

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

高 知 県 知 事 殿

商号又は名称 株式会社高知県庁住宅

免許証番号 高知県 知事（ 1 ）第 9999 号

代表者氏名 代表取締役 高知 一郎

共同売主の場合は、売主欄にすべて列記。その場合、業務の種別に「代理」等も該当する場合があります。

1 所在地	届出の対象となる案内所 展示会等の場所		名称	とさヒマワリタウン 販売センター		
			所在地	高知市愛宕町〇丁目×番△号		
		電話番号		088-〇〇〇-××××		
2 業務の種別	業務の種別		(1) 売買	(2) 交換	(3) 代理	
	業務の様態		(1) 契約の締結	(2) 契約の申込みの受理		
業務の 取り扱う 宅地建 物	取り扱う 宅地建 物		（商号又は名称） (株) 高知市役所住宅 国土交通大臣 高知県 知事（1）第999.8号			
	名称		とさヒマワリタウン			
	所在地		高知市愛宕町〇丁目×番△号			
	宅地		区画	敷地面積	10区画（戸）以上あるか確認	
	戸建住宅		40 戸	延べ面積の合計	4,500	m ²
	区分所有建物		戸	延べ面積の合計	m ²	
3 業務を行う期間		令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 から 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 まで				
4 専任の宅地建物取引士に関する事項	氏 名		登 録 番 号			
	宅 建 良 子		(39) 009000			

業務を開始する日の「10日前まで」に提出。期間は最長1年以内。

【参考】

○モデルルーム、モデルハウス、駅前案内所等を含み、継続的に業務を行うことを予定していないが、一定期間にわたって、特定の物件に関しての宅地建物取引業務を行う施設。また、この案内所は土地に定着する建物内に設けられるものに限定され、テント張り等の一時的かつ移動容易な施設はこれに該当しない。

*一団の宅地建物の分譲・・・10区画以上の一団の宅地または10戸以上の一団の建物の分譲をいいます。

○標識掲示：業者票（様式第10号） ○クーリング・オフ：適用除外（10区画（戸）未満は適用有り）

④ 一団の宅地建物の分譲の代理、媒介するにあたっての、案内所

様式第十二号（第十九条関係）

(A4)

届 出 書

宅地建物取引業法第50条第2項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。

届出日を記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日

高 知 県 知 事 殿

商号又は名称 株式会社高知県庁住宅

免許証番号 高知県 知事（ 1 ）第 9999 号

代表者氏名 代表取締役 高知 一郎

1 所在地	案内所 名称	愛宕案内所	
	所在地	高知市愛宕町〇丁目×番△号 電話番号 088-〇〇〇-××××	
2 業務	業務の種別	(1) 売買 (2) 交換 (3) 代理 (4) 媒介	
	業務の様態	(1) 契約の締結 (2) 契約の申込みの受理	
業務 の内容	取り扱う 宅地建物 の内容	売主である宅地建物取引業者の商号又は名称等	(商号又は名称) (株) 国交省住宅 国土交通大臣 (1) 第9999号
	物件の種類	名称	高知グリーンタウン
		所在地	高知市愛宕町〇丁目×番△号
		宅地	区画 敷地面積の合計
		戸建住宅	50 戸 延べ面積の合計 10,00
区分所有建物	戸 延べ面積の合計		
業務を開始する日の「10日前まで」に提出。期間は最長1年以内。		令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 から 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 まで	
4 専任の宅地建物取引士に関する事項	氏名	宅 建 良 子 国 土 次 郎 (株)国交省住宅 国土交通大臣 (1) 第9999号	
	登録番号	(39) 009000 (13) 776655 届出者に属する宅地建物取引士（宅建士）でない場合は、氏名の下に（ ）書きで所属業者の商号及び免許証番号を記入してください。	

【参考】

○基本的には『③一団の宅地建物の分譲を案内所を設置して行う場合』と同様の施設となる。異なる点は、業務の種別が「代理」又は「媒介」であるという点である。

○標識掲示：業者票（様式第11号の2） ○クーリング・オフ：適用除外（10区画（戸）未満は適用有り）

⑤ 展示会その他これに類する催しを開催する場合の、開催場所

(A4)

届 出 書

宅地建物取引業法第50条第2項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。

届出日を記入

令和 ○○年 ○○月 ○○日

高 知 県 知 事 殿

商号又は名称 株式会社高知県庁住宅

免許証番号 高知県 知事 (1) 第 9 9 9 9 号

代表者氏名 代表取締役 高知 一郎

1 所在地	届出の対象となる案内所 展示会等の場所		名 称	愛宕グランドハイム抽選会場		
			所在地	高知市愛宕町○丁目×番△号 電話番号 088-○○○-××××		
2 業 務	業 務 の 種 別		(1) 売買 (2) 交換 (3) 代理 (4) 媒介			
	業 務 の 態 様		(1) 契約の締結 (2) 契約の申込みの受理			
業 務	取り扱 う	売主である宅地建物取引 業者の商号又は名称等	(商号又は名称) (株) 高知県庁住宅 高 知 県 知 事 (1) 第 9 9 9 9 号			
	業務を開始する日 の「10日前まで」に 提出。 臨時的な場所であ ると考えられるの で、長期にわたる ケースはない。	物件の 種類 等	名 称	南海グランドハイム		
所 在 地			高知市愛宕町○丁目×番△号			
宅 地			区画	敷地面積の合計	㎡	
戸 建 住 宅			戸	延べ面積の合計	㎡	
		区分所有建物	100 戸	延べ面積の合計	20,000 ㎡	
3業務を行う期間		令和 ○○年 ○○月 ○○日 から 令和 ○○年 ○○月 ○○日 まで				
4 専任の宅地建物取 引士に関する事項		氏 名	登 録 番 号			
		宅 建 良 子	(39) 009000			

該当するものに「○」

業務形態により専任の宅地建物取引士（専任宅建士）の配置の要件が異なることに留意。

【参考】

- 宅地建物の取引や媒介契約の申込みを行う不動産フェア、宅地建物の買替え・住替えの相談会、その他催しとして期間を限定して開催される場所となる。臨時的な場所であるので、テント張り等でも構わない。
- 専任の宅地建物取引士（専任宅建士）に関して、複数の業者がそれぞれ異なる物件を取扱う場合、各業者ごとに専任の宅地建物取引士（専任宅建士）を配置しなければならない。共同で一つの物件を取扱う場合、いずれかの業者が1名配置すれば要件をみताす。
- 標識掲示：業者票（様式第10号） ○クーリング・オフ：適用除外

届 出 書

宅地建物取引業法第50条第2項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。

届出日を記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日

高 知 県 知 事 殿

商号又は名称 株式会社高知県庁住宅

免許証番号 高知県 知事 (1) 第 9 9 9 9 号

代表者氏名 代表取締役 高知 一郎

1 所在地	届出の対象となる案内所 展示会等の場所		名称	愛宕案内所		
			所在地	高知市愛宕町〇丁目×番△号 電話番号 088-〇〇〇-××××		
2 業務の 種別 業務の 態様	業務の種別		(1) 売買 (2) 交換 (3) 代理 (4) 媒介			
	業務の態様		(1) 契約の締結 (2) 契約の申込みの受理			
	取り扱う 宅地建物	売主である宅地建物取引業者の商号又は名称等		(商号又は名称) (株) 国交省住宅 国土交通大臣 (1) 第9999号		
		物件の種類等	名称	南国グリーンタウン		
3 業務を行う 期間	変更届出時に10区画(戸)未満となっても届出書は受理する。		高知市愛宕町〇丁目×番△号			
			区画 敷地面積の合計	m ²		
			戸 延べ面積の合計	m ²		
		区分所有建物	(50 戸 延べ面積の合計 10,000) 9 延べ面積の合計 1,800	m ²		
3 業務を行う期間		令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 から 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 まで				
4 専任の宅地建物取引士に関する事項	氏 名		登 録 番 号			
	(宅 建 良 子) 国 土 次 郎 〔 株 日 本 建 設 〕 〔 国 土 交 通 大 臣 (1) 第 9 9 9 9 号 〕		((3 9) 0 0 9 0 0 0) (1 3) 7 7 6 6 5 5			

届出書には変更事項だけでなく、すべてを記入。なお、変更事項は、変更前、変更後を2段階

業務を行う期間は、当初の届出をした期間となる。変更時点から1年以内とはならない。

令和〇〇年〇〇月〇〇日、建振第〇〇—〇〇号受付分 専任の宅地建物取引士の変更

前回の届出の「受付日」、「受付番号」、「変更の内容」を記入。

12 参 考

＜免許権者コード＞

※免許換え申請業者又は更新申請業者が、免許申請書第一面の申請時の免許番号を記載する箇所で使用

0 0	国土交通大臣	1 6	富山県知事	3 2	島根県知事	5 1	北海道知事(石狩)
		1 7	石川県知事	3 3	岡山県知事	5 2	北海道知事(渡島)
0 2	青森県知事	1 8	福井県知事	3 4	広島県知事	5 3	北海道知事(檜山)
0 3	岩手県知事	1 9	山梨県知事	3 5	山口県知事	5 4	北海道知事(後志)
0 4	宮城県知事	2 0	長野県知事	3 6	徳島県知事	5 5	北海道知事(空知)
0 5	秋田県知事	2 1	岐阜県知事	3 7	香川県知事	5 6	北海道知事(上川)
0 6	山形県知事	2 2	静岡県知事	3 8	愛媛県知事	5 7	北海道知事(留萌)
0 7	福島県知事	2 3	愛知県知事	3 9	高知県知事	5 8	北海道知事(宗谷)
0 8	茨城県知事	2 4	三重県知事	4 0	福岡県知事	5 9	北海道知事(網走)
0 9	栃木県知事	2 5	滋賀県知事	4 1	佐賀県知事	6 0	北海道知事(胆振)
1 0	群馬県知事	2 6	京都府知事	4 2	長崎県知事	6 1	北海道知事(日高)
1 1	埼玉県知事	2 7	大阪府知事	4 3	熊本県知事	6 2	北海道知事(十勝)
1 2	千葉県知事	2 8	兵庫県知事	4 4	大分県知事	6 3	北海道知事(釧路)
1 3	東京都知事	2 9	奈良県知事	4 5	宮崎県知事	6 4	北海道知事(根室)
1 4	神奈川県知事	3 0	和歌山県知事	4 6	鹿児島県知事		
1 5	新潟県知事	3 1	鳥取県知事	4 7	沖縄県知事		

＜高知県内の市町村コード＞

コード	市区町村名	コード	市区町村名	コード	市区町村名	コード	市区町村名
392014	高知市	392111	香南市	393410	本山町	394050	梶原町
392022	室戸市	392120	香美市	393444	大豊町	394106	日高村
392031	安芸市	393011	東洋町	393631	土佐町	394114	津野町
392049	南国市	393029	奈半利町	393649	大川村	394122	四万十町
392057	土佐市	393037	田野町	393860	いの町	394246	大月町
392065	須崎市	393045	安田町	393878	仁淀川町	394271	三原村
392081	宿毛市	393053	北川村	394017	中土佐町	394289	黒潮町
392090	土佐清水市	393061	馬路村	394025	佐川町		
392103	四万十市	393070	芸西村	394033	越知町		

宅建業免許担当窓口(問い合わせ先)

宅建業免許関係書類に関する問い合わせについては、各協会に加入されている方は、各協会窓口へお問い合わせください。

協会名	住所	電話番号
公益社団法人 高知県宅地建物取引業協会	〒780-0901 高知市上町1丁目9番1号 高知県不動産会館内	(088)823-2001
公益社団法人 全日本不動産協会 高知県 本部	〒780-0870 高知市本町1丁目2番14号	(088)822-4669

高知県 土木部 住宅課 総務宅建担当

〒780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県庁本庁 6階
TEL: 088-823-9861

*ご質問や書類の提出で来庁される場合は、事前に電話でご連絡をいただきますようお願いいたします。(宅建担当者が出張で不在にしている時があります。)

業 務 内 容

- ◇宅地建物取引業免許の申請・各種届出
- ◇宅地建物取引士(宅建士)の登録の申請
- ◇宅地建物取引業者名簿の閲覧
- ◇宅地建物取引業者(宅地建物取引士(宅建士))への指導・監督
- ◇宅地建物取引での苦情・紛争の相談
- ◇宅地建物取引士(宅建士)の資格試験の協力・応援

住宅課ホームページのご案内

HPアドレス <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171901/>

- このホームページは、検索サイトで「高知県住宅課」と入力すると「住宅課—高知県」で表示されます。
- 住宅課ホームページに入り、左側フレーム内の緑のタブ「宅地建物取引業」
⇒ 違反行為への監督処分情報・申請書ダウンロードなど、該当箇所をクリックして、ページをご覧ください。